

## 福祉教育常任委員会及び予算常任委員会（第二分科会）

平成30年12月11日（火曜日）午後1時開会

### 出席委員（9名）

委員 長 佐藤 一 則	副委員 長 星 宏 子
委員 山形 紀 弘	委員 相馬 剛
委員 平山 武	委員 大野 恭 男
委員 金子 哲 也	委員 山本 はるひ
委員 中村 芳 隆	

### 欠席委員（なし）

### 紹介議員（なし）

### 説明のための出席者

教育部長 小 泉 聖 一	教育総務課長 平 井 克 巳
教育総務課長補佐 北 村 議 徳	総務係長 菊 地 直 路
給食係長 小 高 久 美	学校整備推進室 加 藤 正 之
学校整備推進室主査（係長級） 中 山 和 成	黒磯学校給食共同調理場長兼業務係長 松 本 仁 志
共英学校給食共同調理場長兼業務係長 佐 藤 和 穂	西那須野学校給食共同調理場長兼業務係長 小 林 一 恵
学校教育課副参事兼英語教育推進室長 山 本 幸 子	学校教育課長補佐兼学校支援教職員係長 渋 井 尚 子
学校指導係長 相 楽 尚 志	児童生徒サポートセンター所長 薄 井 拓
児童生徒サポートセンター児童生徒係長 大 森 美 香	生涯学習課長兼青少年センター所長 室 井 勉
生涯学習課長補佐兼文化振興係長 小 池 久 史	生涯学習課幹主 吉 村 敏 昭
生涯学習係長 吉 田 和 則	文化振興係主査（係長級） 石 川 敦 史

青少年係長	田	中	望	那須野が原 博物館長	松	本	裕	之
黒磯公民館長	広	瀬	範	道	スポーツ振興 課長	織	田	康
スポーツ振興 課長補佐兼 管理係長	岡		孝	子	スポーツ振興 係長	東	泉	秀
国体準備室長	佐	原	勝	美	国体準備室 主査 (係長級)	大	島	彰

出席議会事務局職員

書 記 磯 昭 弘

議事日程

1. 開 会
2. 委員長挨拶
3. 審査事項

[教育委員会事務局教育部]

- ・ 教育部長挨拶

[教育総務課]

予算常任委員会（第二分科会）

- ・ 議案第 94号 平成30年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）

[学校教育課]

予算常任委員会（第二分科会）

- ・ 議案第 94号 平成30年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）

[生涯学習課]

- ・ 議案第 112号 那須塩原市那須野が原博物館条例の一部改正について

予算常任委員会（第二分科会）

- ・ 議案第 94号 平成30年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）

[スポーツ振興課]

予算常任委員会（第二分科会）

- ・ 議案第 94号 平成30年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）

開会 午後 1時00分

### ◎開会及び開議の宣告

○佐藤委員長 皆さん、こんにちは。

ただいまから福祉教育常任委員会を開会いたします。

当常任委員会の傍聴希望がありましたので、委員会条例第17条及び先例に基づきこれを許可いたします。

本日は、12月定例会の常任委員会にご出席をいただき、まことにありがとうございます。

さて、本定例会で当常任委員会が審査すべき案件は、条例の一部改正案件5件であります。

なお、予算常任委員会付託案件のうち、当分科会で審査すべき補正予算案件4件につきましては、関係所管課のところで随時予算常任委員会第二分科会へ切りかえて審査を行います。

委員各位におかれましては、慎重なる審査をお願いいたしますとともに、円滑な進行にご協力くださいますようお願いを申し上げます、ご挨拶といたします。

○磯書記 それでは、3の審査事項に入ります。

ここからの議事進行は委員長をお願いいたします。

### ◎教育部の審査

○佐藤委員長 それでは、ただいまから審査に入ります。

次第により順次進めてまいります。

これより教育部の審査を始めます。

審査に先立ち、小泉教育部長からご挨拶をいただきます。よろしく申し上げます。

小泉部長。

○小泉教育部長 (挨拶。)

○佐藤委員長 ありがとうございます。

### ◎教育総務課の審査

○佐藤委員長 それでは、教育総務課の審査に入ります。

これより予算常任委員会(第二分科会)に切りかえて審査をいたします。

### ◎議案第94号の説明、質疑、討論、採決

○佐藤委員長 議案第94号 平成30年度那須塩原市一般会計補正予算(第5号)を議題といたします。執行部の説明をお願いいたします。

平井課長。

○平井教育総務課長 (議案第94号について説明)

○佐藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

金子委員。

○金子委員 ちょっと参考までに、この2ルートと1ルート、どの辺から来るのかというのだけ。

○佐藤委員長 平井課長。

○平井教育総務課長 まず、鍋掛小学校につきましては2ルートということでご説明いたしましたが、寺子地区それと望田地区、分かれてのルート運行になります。関谷小学校につきましては、金沢地区の1ルート、こちらの運行となっております。

○金子委員 わかりました。

○佐藤委員長 ほかに質疑ございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは、本議案について討議すべ

き点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、採決いたします。

議案第94号 平成30年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）は原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ご異議がないものと認めます。

よって、議案第94号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

次第にはございませんが、そのほかで委員の皆さんから何かございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 教育総務課の皆さんから何かございますか。

〔「特にございません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは、教育総務課の審査を終了いたします。

お疲れさまでした。

ここで執行部入れかえのため暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時10分

再開 午後 1時12分

○佐藤委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

—————◇—————

#### ◎学校教育課の審査

○佐藤委員長 それでは、学校教育課の審査に入ります。

これより予算常任委員会（第二分科会）に切りかえて審査をいたします。

—————◇—————

#### ◎議案第94号の説明、質疑、討

##### 論、採決

○佐藤委員長 議案第94号 平成30年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。執行部の説明をお願いいたします。

課長補佐。

○渋井学校教育課長補佐（議案第94号について説明）

○佐藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

山本委員。

○山本委員 小学校と中学校の就学援助費のことなんですけれども、去年、おとし来ずっとこの就学援助費というのは上がってきていると思うんです。当初の予算の中で見込みがある程度つくと思うんですが、その辺の見込みはどういうふうに立てて、今回補正で出てきたのか説明をお願いします。

○佐藤委員長 課長補佐。

○渋井学校教育課長補佐 一応見込みに当たっては、今までの状況や伸び率とかを勘案して見込んでい

たんですが、やはりその部分で、それよりもちょっと多くなってしまっているというところがありまして、補正という形になりました。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 確かに例えば先ほどの中学校のスポーツ活動の補正などは、関東大会で勝つとか全国大会で勝つというのはうれしいことですが、その勝つかどうかというのはやっぱりかなり不確定なところがあると思うんですけれども、就学援助というのは基準があって、何というんですか、何となく状況を、その生徒さんの家庭、児童生徒の家庭の状況を見ている、あるいは経済の状況を見ていると、ある程度の予測がつくものだと思うんですけれども、こうやって補正で少くない金額というか、少くない人数ですよ、143人と42人ということで、新入学準備金があるとしても、そちらのほうもふえているという予測の中で、もう少しきちんと当初に見込むことはできなかったのか、再度になるんですが、お聞きしたいと思います。

○佐藤委員長 渋井課長補佐。

○渋井学校教育課長補佐 たしかにそちらのほうはありますけれども、一応認定するに当たって、例えば所得の状況だったり、あとひとり親家庭とかになって児童扶養手当を受けるようになったりとかというのは、実際どれぐらいの数の人たちが今年度見込まれるかというのはちょっと難しいところもあるというのが理由としてはあるんですけれども、この後なるべく近い数字にできるようにやっていきたいなと思います。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 ちょっと関連でお聞きしたいんですが、こういう途中で状況が変わることによってふえるというような学校の児童生徒のこの予算については、どちらかというと非常に低く低く見

積もっているというような予算の立て方をしているというふうに認識をしてよろしいですか。

○佐藤委員長 小泉部長。

○小泉教育部長 山本委員からご指摘のように、低く見積もっているということかということなんですけれども、実際には今までの推移というものをしながら予算のほうを計上はしているんですけれども、予定外にやはりひとり親世帯であったりとか、所得が低い方が出てきているというのが現状でございます。実際に去年と比較して現時点でもう既に今年度ですと1,000人を超えちゃっているというような状況になっています。今までは、以前にこういうことはなかったんですけれども、そのような状況になっていまして、まだこの後、何か月かある中で、多少なりともやはり伸びてくるのかなというところを含めた中での補正ということで、できるだけ低く見積もっているというわけではないんですけれども、結果的にこういう状況になったところでございます。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 就学援助費を減らせと言っているのはなくて、必要な人にはきちんとこれは出してあげるべきだと思うんですけれども、やはり子どもたちは突然ふえるわけではないですし、あと、親御さんの経済状況というのも、よほどのことがなければそんなに上下するわけではないので、ぜひ来年度の予算をつくっているときだと思いますし、ある程度きちっとその見通しを立てた中で予算をとっていただけたらいいかなというふうに思っています。

それともう一つ、周知が進んでいるのかなということも思うんです。こういうものがあるよということが何年か前、10年ぐらい前にはなかなか知らない方がいらっちゃって、もらえる方も受け取ることができなかったことからすると、これは皆

さんきちっと申請してやられているんだなということ、それについては評価をするところでございますので、これから、変な言い方なんですけど、きちんとやはり大変な人にはこういうものが行き渡るような形で予算は組んでいただきたいと思います。

以上です。

○佐藤委員長 金子委員。

○金子委員 今のなんですけれども、ちなみにどのくらいのパーセンテージでふえているのか、おおよそを聞きたい。

○佐藤委員長 渋井課長補佐。

○渋井学校教育課長補佐 29年度から比較しますと30年度の予定ということで、小学生が10.7%ぐらい伸びるかなというところがあります。中学校については、中学校は意外とならなかったんで、2.3%ぐらいなのかなというところで予定しています。

○金子委員 了解です。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。  
山形委員。

○山形委員 改めて、その基準を教えてください。いただけるというか、どういう条件だと新入学の準備金をいただけるか、改めてその基準を。

○渋井学校教育課長補佐 就学援助。

○山形委員 ええ。

○佐藤委員長 渋井課長補佐。

○渋井学校教育課長補佐 幾つか条件がありまして、生活保護を受けている方は要保護者ということで対象になります。それから、それに準じるような所得の方が、児童扶養手当をもらっているとか、国民健康保険の減免を受けているとか、幾つかそういう基準がありまして、基本的に所得の低い方という形になっています。

○佐藤委員長 山形委員。

○山形委員 この那須塩原市でこれだけふえているということで、ほかの市町村、市や町と比べると那須塩原市はいいほうなのか、手当がいいのか悪いのか、その辺はわかりますか。

○佐藤委員長 渋井課長補佐。

○渋井学校教育課長補佐 前に県内の市町村とかで調査があったときの状況を見た感じでは、那須塩原市は比較的割合、全児童生徒数に対して就学援助を受けている人の割合は多いほうだと思います。

○佐藤委員長 山形委員。

○山形委員 金額はどうですか。

○佐藤委員長 小泉部長。

○小泉教育部長 この基本的なところで考え方として、まず生活保護の対象の世帯というものがございまして、生活保護につきましても要保護ということで、生活保護の費用のほうから就学援助というものも一部出ているところでございまして、

準要保護につきましても、この就学援助の中で準要保護につきましても、平たく言いますと、生活保護、生活扶助に関する基準額というのが定められまして、その基準額がおおむね生活保護と同じ額、それに対しまして那須塩原市の場合ですと、先日の高久好一議員の質問でもありましたように、1.3とか1.5という係数という話があったと思うんですが、その基準額に1.3を掛けたもの、ですから、平たく言えば、生活保護よりも3割増しというんですか、所得額ちょっとそれだけふえた額の範囲のところ準要保護になっているところで、この基準自体はどのまちでも同じで、その係数、掛けるところが1.3なのか1.5なのかというところで、この前の高久好一議員の一般質問の中で日光市は1.5だよと、那須塩原はどうだというところで、県内では大体1.3が多いようなところで1.3というものを使っていますというお話

をしました。大体基準としては、額というよりも、その世帯によって家族の構成が違うんで、そういうもので生活扶助に関する基準額を計算して出すということになっています。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

中村委員。

○中村委員 スポーツ振興活動支援費の中の7001事業の中で、関東とか全国大会等々で300万円ほど出ておりますが、これは種目等々、今後見込まれるということで300万円、保険も含まれていると思いますんで、おおむねこの予定されているようなものがわかりましたら、お示しいただければと思います。

○佐藤委員長 相楽係長。

○相楽学校指導係長 今回、既に終わっている部分というのもございますが、水泳の関東大会、それから陸上の関東・全国、それから柔道の関東、それから駅伝の関東・全国、それから合唱の関東・全国、サッカーも関東・全国、剣道の関東、それから、あとスキーの全国というところが、終わったもの、それから今後も含めての見込みということになります。

○佐藤委員長 中村委員。

○中村委員 そうしますと、平成29年度に比較されますと、かなり活躍される選手が多くなったという解釈の中での補正ですね。

○佐藤委員長 相楽係長。

○相楽学校指導係長 金額は、必ずしも大会の数とも比例しなくて、行く競技とかによっても金額が変わってくるものですから、金額が多いときが必ずしも成績がよかったかという、必ずしも比例はしないんですが、おおむねそういった考え方でよろしいかと思えます。

○佐藤委員長 中村委員。

○中村委員 そうしますと、こういった大会が遠い

ところでやる大会、関東大会もしかり、那須塩原市から遠いところでやられるスポーツというものが多くなっているというものも考えられるということですね。わかりました。結構です。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものとみとめ、討論を終了し、採決……

申しわけありません、討議について抜かしてしまいましたので、本議案について討議すべき点がございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、採決いたします。

議案第94号 平成30年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）は原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ご異議がないものと認めます。

よって、議案第94号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

次第にはございませんが、そのほかで委員の皆様

さんから何かございますか。

星副委員長。

○星副委員長 (就学援助費の予算編成時における部署間の連携について)

○佐藤委員長 その他の委員の皆さんから何かございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 学校教育課の皆さんから何かございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは、学校教育課の審査を終了いたします。

お疲れさまでした。

ここで執行部入れかえのため暫時休憩といたします。

休憩 午後 1時33分

再開 午後 1時35分

○佐藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

—————◇—————

#### ◎生涯学習課の審査

○佐藤委員長 それでは、生涯学習課の審査に入ります。

—————◇—————

#### ◎議案第112号の説明、質疑、

#### 討論、採決

○佐藤委員長 議案第112号 那須塩原市那須野が原博物館条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

室井課長。

○室井生涯学習課長 (議案第112号について説明)

○佐藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

相馬委員。

○相馬委員 まず、附属施設のあり方について答申をいただいたと、附属施設のあり方について検討をいただいたその博物館検討委員会でしたか……

〔「協議会」と言う人あり〕

○相馬委員 協議会。この協議会の説明をお伺いしてもよろしいでしょうか。博物館協議会の説明。

○佐藤委員長 室井課長。

○室井生涯学習課長 博物館協議会につきましては、博物館の運営等につきまして館長の諮問機関というような形になりますので、何か博物館の運営等で問題があることについては協議会のほうでいろいろ協議をしていただくというような機関ということになります。

○佐藤委員長 相馬委員。

○相馬委員 重立ったメンバーを伺ってもよろしいでしょうか。どういう役職の方がついていらっしゃるのか。

○佐藤委員長 室井課長。

○室井生涯学習課長 委員につきましては、現在10人の方がいらっしゃいます。まず、校長会の代表という形で校長先生が1人いらっしゃいます。そのほかに文化財保護審議会の代表という方で、これは個人名も申し上げたほうがよろしいですか。

○相馬委員 いいえ、大丈夫です。

○室井生涯学習課長 文化財保護審議会の代表の方がお一人。それから関係する文化団体、具体的には那須文化研究会、それから石ぐら会、塩原文学研究会、こちらの団体の方からお一人ずつ。そのほかに学識経験者という方が5人いらっしゃいます。



して、学識経験者、内容としますと観光部門、それから美術の部門、それから文化財の活動の部門の方、それから昆虫を専門とする方、それから両生類を専門とする方ということで、10人の委員から構成しているものでございます。

任期につきましては、2年間というふうにしておりますので、昨年、29年5月1日から31年4月30日までの任期ということでございます。

○佐藤委員長 相馬委員。

○相馬委員 この審議会で答申をいただいたということなんですが、そこで審議された主な内容というのはわかりますか、条例の改正に関して。

○佐藤委員長 室井課長。

○室井生涯学習課長 こちらの協議会のほうは、条例の内容を審議していただくというのではなくて、その附属施設、今ありますその3つの施設をどうするか、今後どういうふうな方向性でいくかというような内容を審議していただいたということでございますので、そちらの中で日新の館と関谷の郷土資料館は、今後活用するというのが難しいというところがあるので、廃止すべきというような答申をいただきましたので、その答申を受けて内部で検討をさせていただきました。当然条例に規定しているものでございますので、そちらの廃止ということになれば条例の改正も必要になるということで、今回、条例の改正案を上程させていただいたということでございます。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

金子委員。

○金子委員 今いろいろ答弁がありましたけれども、まず、重複ということで、博物館本館とそれから日新の館で重複というのは、ほとんどないですよ。今まで何年もずっとやってきて、十数年やってきて重複というのはほとんど見たことがない。それが重複という言葉を使って、何か理由づけし

ているみたいな、そういうあれがあるんですが、どこに重複があるんだと、教えてもらいたい。

○佐藤委員長 松本館長。

○松本那須野が原博物館長 重複の件なんですけれども、博物館は美術の分野は当然扱っています。日新の館も美術の分野を扱っているという意味での重複というふうに考えております。

○佐藤委員長 金子委員。

○金子委員 もちろん当然博物館のほうでも美術部門というのがあって、そして当然その美術の展示というのもやるんですけれども、それこそ5年計画でやっているみたいですが、何年かおきに美術部の展示会がやられているというのが現状で、しかも日新の館で展示するような展示というのは、本館のほうでは一切やっていないわけですよ。そういう意味でも、もう本当に美術を鑑賞する人にとっては重複なんていうことは本当に見たことがないぐらい、重複はないと思うんですね。だから、こういう理由で廃止するというのは、全くおかしいのかなと思う。まずそれを思いますということで、重複していないのを重複と言っている、もちろん美術部門があるというのはわかるよ。本館に美術部門があるのは当然のことなんですけれども、それは展示会の重複では全くない。もう種類も違うし、それから展示内容も違う、展示の仕方違うし、全く重複というのはどこもしていないわけで、その辺のところを重複という理由で廃止するということが自体は全く間違っているんじゃないかと思うんです。

○佐藤委員長 松本館長。

○松本那須野が原博物館長 展示の部分でというお話があったかと思うんですけれども、高久靄崖の展示はたしか平成二十二、三年のころだったかと思うんですけれども、本館でもやっております。あと、お人形、吉村深雪コレクションの展示、企

画展につきましても、寄贈になった後、本館でもやっているということで、日新の館で扱っている靄崖とか、日新の館で持っているお人形の展示ということは本館でもやっております。そういう意味で、やはり重複というふうに考えてよろしいのかと。

○佐藤委員長 金子委員。

○金子委員 それはやっぱり8年前にやりましたよとか、それから5年前にやりましたよとか、そういうのは確かにありますよ、それは。しかし、それは日新の館では年間通して展示しているのと、それから、たまにそれは当然そういうのをやるのは当たり前なこと、それが重複ということではないと思うんですね。本当にそういう展示を博物館本館のほうでやる気があるのかなのか、もうやる気があるとは全然思えないような状況で、美術に関しては時々展示しているという感じであって、もう日新の館の展示がなくなったら、那須塩原市で展示はほとんどないと言ってもいいぐらいのことになってしまうと思うんですね。だから、それをもって重複ということは、全く間違いだと思います。これ幾ら言っても意見が合わないと思うので、一応そういうことだと私は考えています。

それで、今、相馬委員のほうから質問もありましたけれども、協議会のほうでの答申ということで、本当に今言ったその審議してくれた人たちのメンバーが、本当に美術に関している人がほとんど少ない。10人のメンバーの中で、本当に1人、2人しか美術関係の人がいないぐらいで、それで、ちょっとお客さん少ないから、もう廃止にしちゃおうかという感じでそれを決められたんでは、本当に市のこれからの発展のために非常に困るので、これはむしろもう私なんか考えると、博物館の意向に答申のほうが合わせたんじゃないかと思う、

これは言い過ぎかもしれないけれども、そういう感じさえ受けるような、そういうことで決められちゃっていると。なぜこの今の現状、今のままの現状がずっと続くというのは私もいいとは思っていないんだけど、これをなぜ発展させる方向でいかないのか、ただ閉鎖してどんどん文化の逆行をしていくということが、なぜ市としていい方向なのか、私には全く理解できないので、その辺はどう思いますか。

○佐藤委員長 松本館長。

○松本那須野が原博物館長 すみません、それでは、協議会の中で美術の方が少ないのでというようなお話だったかと思うんですが、美術のほうにつきましてはお名前を申し上げます。笹沼先生、日本画家の方なんですけれども、その方が入っていらっしゃいます。

協議会の中で博物館の意向を反映したような結果になったんじゃないかということなんですけれども、決してそういうことではなくて、委員さんのほうで、この施設はどういうふうを活用するのが一番いいだろうというようなことで審議をさせていただいております。うちのほうで決してあそこを廃止してくれとかというようなことを言ったことはございません。ですので、委員さんの方々が客観的な事実に基づいて、当然施設も見ていますし、それぞれ各館ごとに担当も決めて分科会というような形で練った上で全体会というような形で審議をさせていただいておりますので、私としては、客観的な審議をさせていただいて、その上に基づいた結論としての答申だというふうに考えております。

○佐藤委員長 金子委員。

○金子委員 もちろん博物館のほうでこういうふうにしてくれと言うわけがないんで、それはもちろんわかるんですけれども、そういうことは言葉じ

やなくてうかがえるところがあるものですから、本当にその附属施設をどんどんいい方向に復活というんじゃないけれども、いい方向に向けていくという、そういうエネルギーが全然感じられなくて、ただ、もうお荷物だからもう廃止しようというように感じているようにしか見えないので、それでは本当に困るということで私は反対しているわけなので、今のままでずっとやっていいとは私も決して思っておりません。

それと、またそういう中で、この間、一般質問でもやったんですけども、ここにアートを活かしたまちづくりの戦略ということで、こんなのを企画でつくりながら、このルート上にこれがありながら、これも一切こういうことが審議、相談されていないということが、全くアートを活かしたといったら、博物館が一番先に声を出していかなくちゃならないところだと思うんですけども、それがこういうものに一切参加していないというふうに思われるんです。参加していましたよというのかどうか知らないんですけども、それをやっぱり本当にまちづくりは、ただ博物館だけの中の問題じゃなくて、やっぱり小さなまちですから、それこそ大きな東京の国立博物館みたいなところは、博物館独立でどんどんやってもいいんですけども、こういう田舎の博物館は、やっぱり市民のためのそういう博物館であるためには、こういう企画部なり、それからもしくはほかの部とも相談しながら意見を聞きながら、これ当然やるべきだと思うんですけども、どうしてそういうことができないのかお伺いします。

○佐藤委員長 松本館長。

○松本那須野が原博物館長 アートのまちづくりのほう、たしか委員のほうに博物館でも1人入っております、そのような中でそういう計画ができたというふうに考えております。

先ほど委員さんおっしゃられた、展示されたものについては、モデル地区というようなことで重点的に推進する地域だということですので、私もそのような理解をしております。

○佐藤委員長 金子委員。

○金子委員 1人メンバーが入っているのもよく存じておりますけれども、そういう中で、じゃ、日新の館はどうなんですかという、そういう相談があったんですか。

○佐藤委員長 松本館長。

○松本那須野が原博物館長 その点については、私は聞いてございません。ただ、計画の全体を見ますと、博物館はその展示等の拠点施設ということになっておりますので、そういう位置づけで私は十分かなと思っております。

○佐藤委員長 金子委員。

○金子委員 ついでに、これを出したついでにあれですけども、これもやっぱり400号ルート沿いの中で本当に関谷の郷土資料館、それが今見てくださいけれども、あれがあままでいいというふうには私も考えていませんけれども、あれをただなくせばいいという問題じゃないと思うんですね。こういう塩原からそれこそ西那須野、大田原の境のハーモニーホールまでの間に、これ書いていないのもあるぐらい、もうまだまだたくさんこういうのがある中で、この中心になるような関谷郷土資料館、しかもこっち側に道の駅があって、しかもその隣に観光局があって、こういう中で観光局とそれから企画と農林課と、そういうところで話し合いが一体なされているのだろうか。もう本当にそれは不思議でならないんです。まちのアートを活かしたとか、それからまちの文化を生かしていくので、そういう広範囲の中で話し合いが私は一切できていないんじゃないかというふうに考えているんですけども、それも考えないで、もう

一方的に、ただもう廃止だと、答申が出たということではやっぱり納得できないし、市民は知らないから納得も何もない、ああ、やめたのかというだけで済んじゃうけれども、それを知ったら内情を知ったらびっくりしますよ、みんな市民だって。だから、その辺のところの話し合いがあったのか、もしくはなければ、何でそういう話し合いができないのかお伺いします。

○佐藤委員長 松本館長。

○松本那須野が原博物館長 答申が出た後、答申の中で観光的な利用、観光的な区域なので、そういった利用方法もあるのではないかというような答申の内容がありましたので、市の商工観光課とか農務課ですね、あの辺にかかわる課のほうに照会をかけた上で、私も一緒に担当課のほうとしては話し合いはいたしました。担当のほうからは、当然観光局とかあるいは塩原の商工サイドのほうの支所の者、そちらまで聞いていただいたということで、利用がないというお話がございましたので、活用はちょっと無理だという話があったので、それでこういうふうな方向にいったということでございます。

○佐藤委員長 金子委員。

○金子委員 私も個人的にその観光課の人なんかとも話したんですけども、観光局としたら、あそこを道の駅とそれから資料館とそれから観光局ともう全体をあわせて計画したら、もう幾らでもいい方向へ観光資源として活用できるよと、だけれども、一切相談がないんですよということでびっくりされていて、それで私が話したことで初めて知ったというような感じであれしたものですから、まあ、本当にびっくりしたんですけども、本気になって私はそういう相談をしていないんじゃないかと、これを廃止するのに向かってどうですかと、どう考えますかという相談が果たしてあ

ったのかどうか、私はなかったというふうな感覚で受けているんですけども、どうですか、そこら辺は。

○佐藤委員長 松本館長。

○松本那須野が原博物館長 先ほども言いましたように、直接ということではなくて、商工観光課に照会をかけてというような形で出てきた報告ということになっております。

○佐藤委員長 金子委員。

○金子委員 あそこは観光局が隣なものですから、やっぱりまず観光局とその話を当然するべきですよ。そして、観光局がもうあそこはどうしようもないよ、お客さんも来ないしどうしようもないよと言うのであれば、それは仕方がないということもあるかもしれないけれども、あんなところを利用しない手はないよと。観光局に一言も口を挟ませないから、もうどうしようもないんだと、もう私ら、そこまで突っ込んで話しするわけにいかないんだという感覚で私には話してくれたけれども、やっぱりそれはまちづくりのためには一緒になって考えていくべきだと思うんです。

それはそれとして、もう一つ、なぜ日新の館にしても、関谷のあれのほうはそれなりにPRもしているのかもしれないけれども、日新の館については私は一切PRしてないと思うんですよ。本当にPRしてないんでびっくりしているんです。どうしてそういう努力ができないのか。もうあそこは附属施設だからPRしなくてもいいよ。ただ展示していればいいよという感じでやっているのか。本気になってそれを市民にも、それから市民以外の広い範囲でのお客さんを呼ぶような、そういうことは必要と思っているのか。市長、もうその辺いいよと思っているのかね。そこら辺のところをちょっとお聞きしたい。

○佐藤委員長 館長。

○松本那須野が原博物館長 PRというところでございますけれども、まず、博物館としましては、年間スケジュール、それとホームページ、それと広報で定期的に日新の館の企画展の広報はしております。博物館全体として考えた場合に、やはり当然広告料、予算も当然ありますので、何に重点を置くかというのは当然考えていかなければならないと思うのですね。その中でやっぱり企画展とか特別展というのを優先的に考えるべきだろうと思います。そのような形でPRできる範囲でやるといふ形しか今は考えてないです。

ですので、日新の館の企画展もそのほかに独自に企画展によってはちょっと色紙に印刷したようなものなのですけれども、そういったものを作成して、公民館なんか配ったりということは全部やっているわけではないんですけれども、物によってはやっているというようなことでのPRを進めております。

○佐藤委員長 金子委員。

○金子委員 広報に載せるというのはもう全く当たり前なのですけれども、広報がPRになっていればいいですよ。ところが、広報の一番片隅にちょこちょこ1行か2行出ている。それを見る人がほとんどいないわけです。だから、実際実になる広報をやらなかったら、広報と言えないんですね。

それで、実は下野新聞では毎週美術館の案内をやっているわけですよ。こういう案内毎週やっている。美術愛好家は必ずこれを見ます。これは美術愛好家は必ず見る。そして、その隣にもここに週間ワイドといって、いろいろ展示会とかコンサートとか、そういうのの案内がたくさん出ているんですよ。私ごとですけれども、那須アカデミーでやっているのをこれに出すと、那須塩原市の人じゃない、例えば小山から来ました、どこから来ました。そういう人がこれを見て結構来るんです

よ。そういうPRを全くしてない。十幾つと、こうやってあちこち出ているんですよ。小さな美術館、町の美術館、それから小さなのが出ているところが、日新の館は一切出てない。

それから、日新の館は全然知られてないんですよ。西那須野なんかだと99.9%知られてないんですよ。0.1%か。1,000人に1人ぐらいしか知られてないわけですね。それなのにこの那須塩原市で税金を使ってやっている美術館をなぜPRしないのかと。本当にそれは不思議でたまらないんですよ。私はもう年間100人連れていくということで頑張っているんですけれども、いや、実は全然そこまでいなくて、数十人でとまってしまっているんですけれども、本当にそういうのがあるにもかかわらず、そういう努力を一切しないで、ただもう人が来ないから廃館にしまうということでは本当にもう文化の逆行だと思うんですよ。

そして、何と西那須野駅からの塩原街道と云ってまずけれども、塩原街道の三島交差点には物すごいでかい博物館のPRの看板が出ているわけですよ。そこに日新の館がほんのちょっとでもあれば、ああ、日新の館というのがあるのかと。これはどこのものなの。白河にあるの、それとも宇都宮なのという感覚でまちの人が見てくれて、ああ、那須塩原市にあるのかと。ああ、鍋掛かということが、そこへ出ていけばわかるんですよ、そういう看板。だから、それはやっぱりせつかくあれだけのすばらしい展覧会をやっているんだから、それだったらどこかへそういうPRの看板、それこそ黒磯駅にも出てない。那須塩原駅にももちろん出てない。西那須野ももちろん出てない。そういう状態では本当に悔しいですよ。こんなので廃館にしまうという、何とも痛ましいし、もう那須塩原市は本当に逆行していくとしか受け取れません。それを努力して、こんなにやったのにお客

さんちっとも来ないやというんだったら、これはやめるの大賛成ですよ、私も。だけど、何もしないで、ただただ答申出たから廃館にしましょうというのが突然出てきて、それは俺はないと思うんだよ。だから、あと1年、2年試してみましようよ。努力してみましようよ。そして結果、これでだめだったらそれは私も納得して大賛成で、それはやめるほうに賛成しますけれども、それは本当に何とかしてもらいたい。そのPRしない理由は何ですかね。

○佐藤委員長 館長。

○松本那須野が原博物館長 先ほど金子議員が言われました看板等でのPRということなんですけれども、実は博物館本館でもなかなかPRというのは非常に難しい問題で、どうすれば効果的かということでは考えています。本館自体がもう企画展、特別展、それなりにやっぱり人を呼ばなければならぬ。それだけ当然予算をかけてやっている展示ですので、ですから、そういうところにどうしても力を入れざるを得ないと思うんです。ですから、そういうところを重点的にやるというような方向で、看板等についてはどうしても企画展、特別展等が中心になってくると。それ以外についてはもっと別な広報手段があればチラシをつくったりというような形で広報するというような事業による張り張りというんでしょうかね、そういうところをつけてやっていかなければならぬのかなというふうに思っております。

○金子委員 ということは、美術に関しては余り張り張りはないんだと。もう重要視してないんだということに結論づきますよね。本当にさっきも要するに企画展は宣伝するけれども、企画展じゃなければもうPRもほとんどしないよということであれば、もう日新の館なんて永久にPRできっこないですよ。本当に美術部門というか、それ

の重要性というのはほとんど認識してないというか、そういう感じで、本当にこういう小さな美術館、展示場がもう日本中にたくさんある中で、本当にこんなに立派なものを、しかも現在生きて展覧会している、こんなにすばらしいところよそにないですよ。いや、これがいいかげんなものやっていて、おもしろ半分をやっているぐらいだっというんだしたら、私もこんな大声上げて反対しないんだけど、こんなに中身のいいものやっているとほかにないですよ。それなのに簡単にあつという間に突然廃止になってしまうなんて、本当に私にとって考えられない。こんなばかげた政策ないし、これは将来多分君島市政の大汚点に私はなる可能性あると思いますよ。何だ、もう美術は、あの人はもう廃止していくのかと、そういう方向でいだけなのかというふうにししか市民にはとられなくなりますよ。そのためにも何とかもう少し、もうちょっと時間を置いて、そして努力をするということを検討してもらいたいですよ。これはもう要望になってしまうけれども、大体そんなところでもう幾ら言っても言い切れなくて、大体そんなところなんで、皆さん理解してくれたかなと思うんですけれども。

○小泉教育部長 先ほどから金子議員さんのほうであんなにすばらしい美術展示施設はないよということで熱くちょっと語られていただいています。大変ありがとうございます。

ただ、本日ごらんいただいた日新の館のほう、これについてはもう歴史自然学習センターという名前の建物でございます。そもそも設置の目的自体が、これ旧国土庁の地域個性形成事業ということで、地域の人たちが活動する拠点として、地域づくりのために使っていこうということで、当初はその歴史の部分、これについてやっぱり地区のほうでもグループがありました。自然について

もやはりグループがありまして、あそこの学習センター、展示室、こういうところを見ていただいた後に実際にフィールドワークというんですか、外に出て現実的なところ、自然、歴史というもの、旧鍋掛宿、越堀宿という甲州街道が通ったところ、それから、鍋掛小学校の隣には清川というところがありまして、きれいな水が流れてイトヨという魚がいるということも含めて、自然、歴史を勉強するための拠点という施設へ位置づけてつくられたもの、これについては地域の方々が活動する場ということでつくられたわけなのですが、実際にはもう既に施設ができてから20年近くたっているという中で、そのグループについてもなかなか後継者が育たなかったというようなところで、高齢になったところ、あるいは中心になる方が亡くなれたということもありまして、そういうグループ活動もなくなってきて、実際には施設だけが残っているというところで、じゃ、どういうふうに使えるかというところで、じゃ、展示部分は何とかなるかなということで今美術の展示をやっていると。

ですから、入ってすぐのフロア、ロビーのところに歴史のいろいろ展示があったと思うんですが、実はあそこは学習施設として天井にプロジェクターがあったと思うんですけれども、あそこに机を並べて、プロジェクターでスライドを見ながら勉強して表に行こうというところだったわけなんですけど、そういう活動がもうできなくなってしまったというところで、実際にはあそこの蔵を展示しているスペースとして使っていた。

また、自然のほうについても三木コレクション、収蔵施設がちょっとないということで、現在三木コレクションを収蔵しているところになっているというところと、重複しているということだけで施設の廃止じゃなくて、実際には設備のほうもも

う20年たっていると、やはり老朽化しているというところで、収蔵庫をごらんいただいてわかるように、なかなかやはり温度、湿度管理というのが本来ちゃんとできなくてはいけないところがなかなかできないということで、家庭用の除湿機、加湿器を使っているような状況、こういうところもございました。実際に博物館協議会の方にもごらんいただいたときにも、いろいろ貴重な資料等を保管するには好ましくない環境だということもありました。

こういうものを含めた中で、ちょっと先ほど来お話出ている中でありましたように、平成29年3月ですか、議会の議決をいただきました公共施設等総合管理計画、これから今ある施設を全部維持するということになる、ここ30年以内には歳出超過ということに陥って、市自体が持続可能なまちづくり運営ができなくなってしまうということがあって、できるだけそういう老朽化したところ、これについては統合、廃止ということも含めた中で検討していきましょうというところで、以前議決などもいただいた計画をもとに、博物館協議会からの答申を受けて、教育委員会としては検討させていただいた中で、今回廃止というところに至ったというところで条例改正という案件を提出していただいたところでございます。ぜひともこの辺もご理解いただいた上でご審議をいただければと思います。よろしくお願ひします。

○佐藤委員長 金子委員。

○金子委員 今の部長の答弁見ていると、この条例の一部改正の理由を重複というのは、これは間違いでしたと。歴史自然学習センターだから日新の館は閉館しますと、そういうふうに堂々と言ったらいけないですか。そういう理由だったら何も重複するなんて違う理由で言う必要全くありません。

そして、まず財政の問題であるんだったら、一番予算を出してない文化を一番先に削っていくというのが市の方針だというんなら、そういう方針を打ち出して、もう文化は削るんだぞというふうなあれでいくんだったら、しょうがないから私もよその町へ住むか何か考えなくちゃならないです。本当にその辺のところはただごまかして、違う言葉使ってそうするんだと、そんなことでは本当にまちはどうなってしまうんですか。本当に市民に対しては本当のことをやっぱり言っていかななくちゃと思います。答弁結構です。

○佐藤委員長 平山委員。

○平山委員 内容はいろいろわかりました。市の方針もわかって、それぞれも合併もしたりして、いろんな目的が重複していると。そういうことでまた一元化したいと。そうすると、あそこにある鍋掛のほうもありますね。あれをその後、廃館にした後どうするかというのももちろん考えていらっしやると思うね。そういうことを検討しながら、3つを踏って、日新の館、関谷郷土資料館は廃止と。黒磯の郷土資料館、それぞれの廃止にした理由があると思うんです。残した理由、それをちょっと聞かせてください。じゃないと、こうこうこうだから、こうだということで市民からあったときに我々も話ができますので、それらもそちらの理由で、いろいろそういう美術品が本当は博物館にこれも全部して、できるだけ、あそこが狭いから今問題になっているんですけども、将来そういうことであればちょっと拡充するとか、何かで今言った収蔵庫、そういうのも特殊なやつじゃなくても、あれぐらいのやつを収蔵できるのをここへ持っていったりとか、そういうことも考えられるので、そういう長期的な中でこれは廃止と。だから全部まとめるよ。あっちもこっちもじゃなくて、やりたいということであればそれでいいんで

すけれども、その辺のせつかく委員さんが10人もいて話をしたので、理由があるんですよ。黒磯だけ郷土資料館何で残っているのか、それを説明していただければ少し私も納得できるんですよ。そういうことであれしてください。反対の論争じゃない。

○佐藤委員長 松本館長。

○松本那須野が原博物館長 廃止と存続の理由ということなんですけれども、協議会のほうでのお話し合いの中で、やはり今後活用できるかどうかということで、黒磯郷土館については学校が年間10校から十二、三校が見学に来て、それと、あそこにはボランティア団体のいろいろの会というのがあるということで、黒磯郷土館については学校見学を充実させて、そういったボランティアを活用するような形で、ある意味活性化できないかということ、そういった余地があるので、黒磯郷土館は存続というような結論に達しております。廃止の理由としては、やはりそのあたりが一番協議会としては中心的なところになったんですけども、利用する団体、あるいは学校もそれほど見学がないというようなところで、日新の館あるいは関谷の郷土資料館は廃止というような方向にはなったわけでございます。

○佐藤委員長 平山委員。

○平山委員 そうすると、結論で、例えば関谷のほうでそういう同じようなことは郷土の歴史を小学生が勉強に行ったとか、そういう行動を起こせば残すということになりますか。

○佐藤委員長 松本館長。

○松本那須野が原博物館長 そういうことではなくて、やはり拠点として活動するボランティアというのがいて、やはり案内とかができるというような体制がとれないと、継続して活動するのは難しいだろうというようなところは出ておりました。



○佐藤委員長 平山委員。

○平山委員 現状を見て、一応判断をしたと。関谷のほうはただあそこで見せているだけ。道の駅がある。たまたまあそこに観光局があると。そういう形の中で人は見て、動いている。見に行った人でこの資料を見ていただいて、結構な方があそこへ行っていると。ちょっとのぞいて帰るだけでしょうけれども、行っていると。そういう活用で終わってしまったと。ところが、地元でどうするかというのがないと。今回市のほうでも地元で何か活用のあれはないかと、そういうことを話したら、地元ではありませんと、こういうことだったんですね。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

中村委員。

○中村委員 素朴な質問でございますが、関谷郷土資料館、これ廃館になった後、あそこ借地になっているわけなんで、解体されて借地を返すかという考えを持っているかちょっと聞かせてください。

○佐藤委員長 室井課長。

○室井生涯学習課長 ご存じのように、借地ということもございますので、あそここのところを観光施設とかいろんなところで活用できないかということ、まず庁内のほうに活用方法を検討していただいて、庁内でもちょっと活用ができないということであれば、借地のほうは建物を解体してお返しするというような方向性になるかとは思いますが。

○佐藤委員長 中村委員。

○中村委員 そうしますと、今回庁内でまだそういった議論はされてないという解釈でよろしいんですか。

○佐藤委員長 室井課長。

○室井生涯学習課長 一応そういう最終的な方向性も庁内では議論をさせていただいております。

○中村委員 はい、わかりました。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

星副委員長。

○星副委員長 ちょっと維持管理費という部分でお聞きしたいなと思ったんですけども、黒磯のほうの郷土資料館のほうはカヤぶき屋根というか、これってふきかえ工事とかというのも経費がかかると思っているんですが、そういった部分での維持管理費というのは今後どのように、やはりこのまま、きょう見に行っても結構下のほうが上から斜めになってしまったりとか、あのままではもうだんだんちょっと崩れていく一方なのかな。確かにそこを拠点として活動しているボランティア団体さんはいるんですけども、維持をしていこうとなると、それなりにまた維持費がかかると思うんですね。あれだけの規模なんで、わらぶき屋根の補修とかとなると、ふきかえ工事って1,000万からかかると思うんですけども、一方、関谷の郷土資料館のほうの屋根は、あれは鋼板でできているので、ふきかえ工事はしなくても半永久的にもつと。土台もしっかりつくられていますし、維持管理費という部分では関谷郷土資料館のほうは長もちはするであろうときょう見てきて思ったところではあるんですけども、その辺の試算というのはされているんですか。

○佐藤委員長 小池課長補佐。

○小池生涯学習課長補佐 旧津久井家住宅につきましては市の指定文化財でございますので、文化振興係のほうで維持管理、博物館といっしょにやっております。先ほどご意見いただきましたカヤぶき屋根につきましては、平成26年のときにふきかえ工事を行っております。その先の費用につきましても1,000万超の費用がかかったところでございますが、カヤぶきですとどうしてもやはり定期的にふきかえの必要ということで、そちらのほう

の費用がかかるのは当然でございますし、また先ほど床が少し傾いているというのもございましたが、実際基礎の一部がちょっと地盤沈下を起こしております。それにつきまして、こちらとしては財政状況もございますので、財政サイドと相談しながら、計画的に改修ができるようにということで、年度ごとに調整のお話をさせていただいているところでございますが、一応話、全く放置しているわけではなくて、そういった措置については計画的にやっていくので行っております。

先ほど関谷郷土館のほうが施設の維持管理としては安く上がるのではないかなというお話がありましたけれども、旧津久井家住宅というのは安政2年に建てられた、いわゆる郷土の歴史を物語る資料でございますので、そちらのほうがやはり保全していく必要があるというふうを考えております。

以上でございます。

○中村委員 関連して1つ聞いていいですか。

○佐藤委員長 中村委員。

○中村委員 文化財としての保護も重要であります。地域の子どもたちが見学会をされて勉強されているということでございます。室内入室禁止と立っております。せっかく文化財、子どもたちがあの建物が老朽化して入れないということで、耐震がゼロぐらいの建物ではないかという感じなので、せっかく見学のためになんていって入れても、中に入ることができない。遠くから眺めているというものの施設を維持していくのにもお金がかかるということであれば、若干言われていることと、これからどういう方向に進むかということの整合性がとれないような気もするんで、そういったものは耐震なんかの整備もする予定はあるんですか。

○佐藤委員長 小池課長補佐。

○小池生涯学習課長補佐 まず耐震の話ですと、やはりもともとある建物に土木で手を加えていいのかというのが、例えば鉄骨とか、そういったもので補強するというのが、そのものの価値をどこまで担保できるのかというのがちょっとすり合わせが必要だと思います。

ただ、このまま放っておくというのはちょっと見ていますと、いつか倒壊してしまう可能性もありますので、そういうところで必要な措置はして維持していくというのが文化財の保全については、いわゆる手段としては一番妥当なのかとは思いません。

あと、あの中に立ち入りができないということにつきましては、実はあそこの津久井家が建っているところが都市計画地域でございまして、もともとその地域内ですと、いわゆる耐火構造の屋根を持たない建築物が建てられないという状況でございまして、平成26年度にふきかえたときも、ふきかえをやるに当たって、例えばそれを一度全部落としてしまっ、最初から作り直すという話になりますと、建築確認申請が出てくるということになってきて、認可がおりなかったんですね。

ただ、どうしてもカヤぶきでなくなってしまうと、市内にカヤぶきの古民家の住宅というものは実際今現存してない状態でございますので、それを見せるということが文化財として維持していくことの価値にいたしておりますので、中に入る、そういった立ち入りをするということと、建造物扱いになってしまうので、ちょっと厳しいということで、ふきかえをするときに、展示物としてこれは保全を図っていきますと。そういうことで中に入ることはちょっと制限させていただきましてということで、ふきかえをさせていただいた経緯もございます。

ということで、中につきましてはある程度、中の構造を見る。きょうも委員の皆様方、ほかのところから見ていただいたかと思うんですけども、そういった見学は十分可能です。ただ、中に入って活動するとかという話につきましては、ちょっとやっぱり建築法上の制約が出てきますので、その辺はある意味ちょっと痛しかゆしというところがございまして、我慢していただきたいというのがこちら側の考え方です。

○佐藤委員長 中村委員。

○中村委員 26年に建てかえた後に子どもたちが入れなくなったんですね。管理されている方があそこで子どもたちに語り部的な教育をされていることがございまして、暑いときは縁側に座ったりして、お話を聞いていただいているものが急にできなくなったのが平成26年か27年かなという気はしたんですが、それはあそこはちょっとまだ入れていた気がしたんですが、その後、ちょっといつ壊れるかわからないから使ってはだめですよという話になりまして、入れないですよということで何回か陳情いただいたことあるんですが、それも耐震補強できないということで意味がないということだったんですが、きょう私たちもちょっと表から見させていただいて、見るのはちょっと奥まで見れるんですが、学習の場として先ほど言われたので残すんだよということと言われましたので、子どもたちにあそこの表から見ると、とるイメージが、中に入って見るとか、中に入って触れる感じが全然変わるものですから、残した理由の中でそう言ったものですから、それじゃ耐震をしてあげないと何らかの形で意味をなさないのかなという気がしたもので、そんな質問をさせていただきました。耐震が非常に難しいのであれば、これはやむを得ないと思いますので、理解します。

○佐藤委員長 平山委員。

○平山委員 大体わかりました。最初から指定文化財なんですよということを言ってもらって、そういうことをすばっと答えて、そういうことで何とか残したいと。そういうことで維持も管理も必要なので、あそこは残さなくてはならない、そういうこと。子どもたちのあれとかそういうのが動いているからということがあったものですから、私も指定文化財と言えども何も言わなかったんですけども、向こうとは違うんだということをきちっと言ってもらえれば大丈夫だと思うんですよ。その辺も先考えて、本当にああいうものをなくしてしまったときに、壊すのは簡単ですけども、歴史文化というのは後でつくれませんので、そういうのは理解します。

それと、その辺の理由ですね、あと借地であるということもきちっと言ってもらって、そういうのは皆さんが納得して結論を出せばいいんですけども、いろいろ課題はありますね。そんなのでだめだということではないんですけども、その先のことも少し考えたりしていかないと、今言ったように勉強しているというのが急に26年からできなくなったということになると、今はただあるだけという感じなんですよ。その辺もちょっと検討してもらいたいなという気がしますね。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

[発言する人なし]

○佐藤委員長 それでは、本議案について討議すべき点はございますか。

[「ここで議論する余地があるか」と言う人あり]

○金子委員 もう言い切ったからいいですよ。これ議員間討論だろう。

[「委員間討議」と言う人あり]

○金子委員 じゃ、委員間討議お願いします。

○佐藤委員長 ただいま金子委員のほうから討議を行いたいというのが出ましたので、どのような点について行いたいかを願います。

○金子委員 いや、これを廃止するべきか、またもう少し考えるべきかということで、まだ討議する余地があると思います。

○佐藤委員長 ただいま金子委員より本議案についてそういうことの点に関しまして委員間討議を行いたいとの発言がありましたので、これより委員間討議を行うことといたします。

ここで暫時休憩といたします。

執行部の退席を求めます。

なお、再開前に再度入室していただきますので、控室となっている第3委員会室で待機をお願いいたします。

ここで委員間討議の前に10分間休憩いたします。

休憩 午後 2時33分

(議員間討議)

再開 午後 3時17分

○佐藤委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。それでは、ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 質疑はないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございませんか。

金子委員。

○金子委員 座ったままでいいんだっけ。

○佐藤委員長 大丈夫です。

○金子委員 日新の館が廃止になるということを初

めて聞いたときは、あの状況を見てさもありなんという感じはしました。

しかし、余りにも短兵急に廃止だということで、そしてまた、日新の館にしてもお客さんが余りにも少ないのはもう十分わかっていましたから。しかし、だんだん考えているうちに、やっぱりそれでいいのかと、市の文化が停滞して逆行していく、それでいいのかという考えがどんどんむらむら上がっていったわけです。

そして、本当に日新の館がここまで何年も何年も内外に誇れるような展示をやってきているわけです。これからはもうもっともっと市民にPRして、幾らでも市民に親しまれる美術展示場として利用、発展することが、させることができるわけです。それを本当に突然簡単に廃止してしまう、しかも鍋掛地区の本当に中心的な存在というのが日新の館だったわけです。これは廃止したら、後で大失態に気がつくと思うんです。

先日、我々視察に行ってきた奈良県の生駒の図書館にしても、図書館、次から次にあんなに幾つもつくって行って、建物だけつくってどうなのというあれもありましたけれども、本当にそれに、図書館をつくるだけじゃなくて、その図書館に魂を入れて、そして図書館で人づくりするんだと、まちづくりするんだという意気込み、それを物すごく感じたわけです。

もう今回も、やっぱりそういう文化に対して、日新の館を人づくり、文化レベルを高めて人づくりをするんだという意気込みがあれば、こういうことにはならないと思うんです。本当にもう残念で仕方がないんです。

これから、もうそれが決まっちゃったらもうどうしようもないんだけど、アートを生かしたまちづくり戦略も、こんなすごいことをやるわけですから、それが全然入っていない、頭にもない

ということ自体がもう本当に不思議でしょうがないんだけど。

また、関谷の郷土資料館にしても、幾らでも観光資源になり得るのを、博物館だけで考えているともうあれでとまっちゃうかもしれないけれども、観光局とか産業観光部、企画部そういうところと一緒にあってあそこを、アグリパルを中心に活用していく、生かしていく、そういうことをしていけば、あそこはすごい観光財産になるわけです。

だから、それを本当に協議もほとんどしないで短兵急に答申が出たからもう切りますよというのでは、これは余りにも、それをただただ単に受け入れて、じゃ次からはじゃこういうことにしていきますよという、次というのはないんです、実は。次なんて絶対来ない。今これを答申しなくちゃ、絶対次はもう生きてこないんです。

だから、私はそういうことで、那須塩原市のこの那須野が原博物館条例の一部改正には、もう本当に絶対反対を最後までしていきたいと思います。

以上です。

○佐藤委員長 ほかに討論はありませんか。

山本委員。

○山本委員 那須塩原市那須野が原博物館条例の一部改正については、賛成をしたいと思います。

理由なんですけれども、日新の館と関谷郷土資料館を廃止して黒磯の郷土館は残すという、一言で言えばそういう条例の改正なんですけれども、日新の館は、歴史自然学習センターということで役割はやっぱり終わっているんだろうなというふうに思いますし、関谷につきましても、借地だということもありますし、あれが本物の建物ではないということも、やはり残すだけの、維持するだけの活用はできないだろうなというふうに感じました。

黒磯郷土館については、やはり非常に貴重なあ

れは那須塩原市にとっての建物であり、お金はかかってもきちんと維持をして、子どもたちにあれを歴史の一つの展示物として、資料としてきちんと維持をしていっていただくことで、残すべきだと思います。

今回のこの条例の改正につきましては、やはり幾つかの問題点があったと思うんです。

1つは、執行側の、やっぱり簡単にこの条例の一部改正だといってぽんと出してきてしまった部分については、やはり私たち議員に対して説明が足りなかったんだと思います。

1つは、やっぱり博物館をどうしていくのか、那須塩原市が文化の拠点として幾つかあるんですけども、博物館をどうしていくかというビジョンをきちんと示さない中で、これは廃止するんだ、これは継続するんだと出してきても、非常に議論がしにくかった、わかりにくかったということがあります。

博物館に関しては、今回こうやって施設を2つなくす、1つは残すということで、これまでの懸案事項であった収蔵館をきちんとやはりつくらなければいけないと思います。そうしないと、あそこにあるものを、その日新の館を収蔵施設にしていくんだというふうに、収納施設と言いましたか、というふうにおっしゃいましたが、それだけではやはり条件が整っていないので、きちんとそれをやらなければいけないというふうに思います。

ですから、これを条例を改正して、なくすものができたということに関しては、ビルドの部分で、今ある博物館をきちんと、何というんですか、必要なものをつくり、人も配置して学芸員もふやして、収蔵庫は予定どおり、あるいは予定よりも少しきちんとしたものをつくっていただいて、那須塩原市のやっぱり博物館として、遺産にもなっているわけですから、いろんなところが。テレビ

にも出ているわけです。そこで来たら何も施設は整っていなかったなんてならないようにしていただきたいと思います。

それから、先ほど公共施設の管理計画があつてというお話をしていましたけれども、そのこと、それは1つずつのものをなくす、なくさないじゃなくて、やっぱり市全体の建物の、やはりどういふものをどういふ目的で残すのか、どういふものをどういふ目的で廃止するのか、統合するののかということを、きちんと執行側では議員に対して説明をしていただいて、その中でこれはこうするんだという説明をしていただかないと、判断ができません。

だから、今回、物すごく時間がかかったわけですので、そこのところは今後、この教育部門だけでも建物たくさん持っていますよね。それが統廃合の対象にもなっていますので、これからこういうことが起きるときには、事前にきちんと説明をしていただいて、何というんですか、事前のディスカッションも必要だし、説明も必要だし、やっぱりきちんと議論をした中でこういうものを出してきていただきたいと思います。

そして、地元の人意見がということもありましたけれども、もう決まってしまうからこうなるんだよではなくて、ある程度のやはり情報収集はしていただきたいです。

それから、博物館協議会に対しても、多分ですよ、きちんと博物館をどうするんだということを本当に話し合っていたのかどうかというのはちょっと疑問があります。きちんと根本的なところから博物館をどうするんだ、それには、これにはこの施設はいるんだ、いないんだ、これはどうするということを、せっかく諮問機関としてある協議会ですので、そういうところの意見をきちんと、ありきではなくてまとめていただき

たいというふうに思います。

一部改正の条例は、いたし方ないということで賛成はいたしますが、やはりこれを決めていくに当たっての手續についてはこれからしっかりしていただきたいですし、来年度の予算に関しても、博物館に対してはそれなりの予算を私はつけていただきたいということを申し添えて、賛成の討論といたします。

以上です。

○佐藤委員長 ほかに討論はありませんか。

平山委員。

○平山委員 重なるところがありますが、やはりこの博物館の機能をどうやって持たせるかと、今までの田空もあつたり、今度は日本遺産になったり、相当、博物館拠点になりますよね。ただ展示したいろいろなものをやっただけの博物館ではなくて、今この日新の館もこっちへ巻き込む、そういうことになれば、郷土の歴史のやつ、いろいろな展示、開拓の歴史のやつも展示していますよね、そういうのを含めて地域にいろんなやつがあるわけです。その拠点になるということをまず頭に置いてもらいたいなど。

そして、やっぱり市の一体化をするためには、いいんです、鍋掛にありました、どこにありましたというのが同じ目的なら、博物館を拠点にしていろいろ出していくと、その辺の博物館のこの運営を、田空の問題ともちょっとあれしていますよね、場所のどうのこうのと、その辺もきちっと、あの人たちも結局サテライトの案内などもかつてはやっていたわけです。そういう今度ボランティアをつくるところに、それがあるところはいち早くできますでしょう。そういう協力を得るためにも、いづれつくらなくちゃならないでしょう。あるものを生かしながら、それを開拓しながらプラスしていくと。

そういう意味で、今回、これが終わりました、条例案通りました、よかったねじゃなくて、博物館のほうを、多分僕、きょう横断になると思うんですけれども、市として観光資源とかいろんなのにもつながっていくわけですから、その辺は教育部局のほうからこういう意見が出たということは執行部のほうには伝えて、全体でもう那須塩原市をどうするかと、そういうことの考えたいろんなルールやっていたきたいなど。

そういうことで、この条例はそういう意味で賛成して、これからやっぱりスタートだと、条例改正でスタートだと思っていますので、ということで賛成討論といたします。

○佐藤委員長 ほかに討論はありませんか。

星副委員長。

○星副委員長 そのスクラップ・アンド・ビルド、公共施設に関してこれはとても大切であると、もうほかの委員さんたちとも意見は重なるところではあるんですが、例えばこれが学校の統廃合といった場合には、物すごく丁寧に地元の説明会等も行っていると思います。

そういったことというのはとても大切なことであって、今回の博物館に関しても、本当だったら、やはり地元の方の説明会というのもしちゃんと丁寧にやっていくべきであって、その上で答申をやって、じゃこれからどうするというふうにしていくべきだと私は考えております。

本当にこれが最初の事例にはなっていくかとは思いますが、やはり条例が決まったありきでの説明ではなく、下からの本当にボトムアップといいますか、そういった意見なんかも、説明会やっても地元の人でも来ないかもしれない、そんなに思ったよりも人数は来ないかもしれないけれども、でもやはり聞くんだという姿勢は大切であると思いますので、そうしたやはり今後の姿勢と

いうことも含めた上での検討ということですのでいただければと思います。

この条例に関しましては、やはり経費の部分もありますし、やはり賛成はいたしますけれども、今後の対応ということに関しては、先ほど平山委員がおっしゃったように、学校資源としてはなかなか教育の分野では使えなくても、ほかに使い手があるかもしれない、もしかしたら民間のほうで使いたいという人もいるかもしれない、さまざまなそういった分野も広げながら、もしかしたら市のプラスになるような部分もあるかもしれないので、そういったところも探りながら検討していただければと思います。

条例に関しては賛成討論といたします。

○佐藤委員長 ほかに討論はありませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、採決いたします。

議案第112号 那須塩原市那須野が原博物館条例の一部改正については……。

〔発言する人あり〕

○佐藤委員長 議案第112号 那須塩原市那須野が原博物館条例の一部改正についてを原案のとおり可決すべきものとするに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○佐藤委員長 挙手多数と認め、よって議案第112号 那須塩原市那須野が原博物館条例の一部改正については原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、予算常任委員会（第二分科会）に切りかえて審査をいたします。

◇

◎議案第94号の説明、質疑、討

論、採決

○佐藤委員長 議案第94号 平成30年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。当局の説明をお願いいたします。

室井課長。

○室井生涯学習課長 （議案第94号について説明）

○佐藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

相馬委員。

○相馬委員 すみません、先ほどのまず1ページの社会教育費補助金と、県の、2ページの県の社会教育費補助金で36万1,000円ずつで、残り市が3分の1を負担するということだったんですが、これの歳出はどこに出てくるんですか。出てこないんですか。

○佐藤委員長 課長。

○室井生涯学習課長 こちらにつきましては、もともと歳出予算ということで予算を計上させていただいておまして、財源が市の単独ということで今まで見ていたものなんですけれども、今回、国と県の補助金がいただけるということがありましたので、財源のほうをこちら県と市のほうが、国のほうの分を充てるというような補正というような内容になります。歳入がふえるというだけです。

○佐藤委員長 山形委員。

○山形委員 10ページの鍋掛公民館の、建築基準によって1.2m以上のものを、石塀を修繕するということです。

そうすると、これを修繕すれば、市内の公民館のブロック塀は全て1.2以上のものはないということによろしいですか。

○佐藤委員長 室井課長。

○室井生涯学習課長 緊急性があるものということで、今回の補正予算でちょっと要求をさせていただいておりますけれども、まだ1.2mを超えるような壁があるところが箒根公民館等でまだございますので、そちらにつきましては来年度の当初予算の中でちょっと計上させていただきたいなというふうには今のところは考えているところでございます。

○佐藤委員長 山形委員。

○山形委員 そうすると、今現在ある公民館は、箒根だけが残っているということによろしいですか。

○佐藤委員長 室井課長。

○室井生涯学習課長 あとは、鍋掛公民館のこの門柱のほか、グラウンドの周りを同じようにブロック塀が囲っているところがあるんですけども、そちらについてもまだ1.2mを超えているところがありますので、今のところ必要などころということ、箒根公民館と鍋掛公民館というところが残っているということになります。

○佐藤委員長 ほかにございませんか。  
ありませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは、本議案について討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。



〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、採決いたします。

議案第94号 平成30年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）は原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ご異議がないものと認めます。

よって、議案第94号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

次第にはございませんが、そのほかで委員の皆さんから何かございますか。

中村委員。

○中村委員（公民館開館時間前の対応について。

午前9時からの利用者に対する、開館時間前の準備時間確保の要望）

○佐藤委員長 山形委員。

○山形委員（狩野公民館多目的ホールの地域からの評判及び稲村公民館新棟建設のスケジュールについて）

○佐藤委員長 ほかにございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 生涯学習課の皆さんからは何かございますか。

〔「今ご質問いただきましたので大丈夫です」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは、生涯学習課の審査を終了いたします。

お疲れさまでした。

ここで執行部入れかえのため暫時休憩いたします。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 3時49分

再開 午後 3時57分

○佐藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

—————◇—————

#### ◎スポーツ振興課の審査

○佐藤委員長 それでは、スポーツ振興課の審査に入ります。

これより予算常任委員会（第二分科会）に切りかえて審査をいたします。

—————◇—————

#### ◎議案第94号の説明、質疑、討論、採決

○佐藤委員長 議案第94号 平成30年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。執行部の説明をお願いいたします。

織田課長。

○織田スポーツ振興課長（議案第94号について説明）

○佐藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

山本委員。

○山本委員 今、一番最後の三島体育センターのネットフェンスじゃない壁の話の間隔の話なんですけど、具体的によくわからないんです。もう一度説明していただけますか。

○佐藤委員長 織田課長。

○織田スポーツ振興課長 こちら、ブロック塀なんですけど1面ありまして、控え壁が2カ所ほどそのブロック塀のほうについているような状況でございます。その控え壁の間隔の間が3.4mということで、4.7mほどございます。

また、両端につきましては、その控え壁が立っていないような、げたを立ち上げたような形の控え壁と壁があるというような形になっているような状況でございます。壁がございますと、中間地点にこういう形で控え壁が2カ所ついているような形。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 控え壁というのがよくわからないんですが、ちょっとどういうものか。

○佐藤委員長 織田課長。

○織田スポーツ振興課長 控え壁というものは、壁が立っておりますところに、その壁が揺れて倒れないように補強するためというような形でつけてあるものなんです。

○山本委員 写真見せてもらって

○織田スポーツ振興課長 こういった形のもので。

○山本委員 これの幅があつて、短くするということ。わかりました。了解しました。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 言葉がわからないのと、それとやっぱり家庭になかなかないものなので、もうちょっとわかりやすくこういう図を初めからくれるとか、あるいは現場を見てくださいというふうに言うてくだされば、例えば視察のときに寄るとかできるので、今後はわかりにくい、専門家ではないので、わかりやすい説明をしていただければと思います。すみませんでした。

○佐藤委員長 織田課長。

○織田スポーツ振興課長 以後、気をつけさせていただきます。

○佐藤委員長 ほかにございませんか。

中村委員。

○中村委員 スポーツ振興費の中の2001事業の中で報奨金なんです、課長の説明ですと4月から12月までに377名の方が該当されて、お金がなくな

ったという話でございますが、当初予算の中では、これは12月までの予算として計上されていた結果だったわけですか。

○佐藤委員長 織田課長。

○織田スポーツ振興課長 当初予算のほうにつきましては、1年間ということで見込んでおりましたが、こちらのほう、その年に関東大会以上の大会に何人が出場できるかというのは、正直見込みがつかないというような部分もございますので、一応みたいな形で400万円ということで予算のほうを確保させていただいているものでございます。

実績に応じまして、不足が生じた場合には補正予算で対応するというようなことで、当初財政局のほうと協議のほうを行いまして、今回は不足が生じるというようなことから増額の補正をさせていただくものでございます。

○佐藤委員長 中村委員。

○中村委員 当初、そういった考えのもとに予算が編成をされていたということで、今聞いて初めてわかりましたので、その中で、これから1月から3月までに95名ぐらいの方が見込まれるということでございますが、こういったスポーツの関係の方なのか、わかれば詳細を教えてください。

○佐藤委員長 織田課長。

○織田スポーツ振興課長 人数の見込みについてでございますが、まず国際大会、世界大会、アジア大会の出場につきまして、6名ほど人数のほう見込んでございます。こちらにつきましては、直近の3年間の中で国際大会に出場された方ですので、そういった方がまだ現役でそのスポーツを行っているというようなこともございまして、そういった方で国際大会で6名、人数を見込んでございます。

そのほかに、直近3年間とことしの推移のほうを見ながら、全国大会のほう65名、関東大会が

37名ということで内容としては見込んでおります。

○佐藤委員長 中村委員。

○中村委員 スポーツの種類はどんな種類でしょうか。

○佐藤委員長 織田課長。

○織田スポーツ振興課長 国内の全国、関東については、そのスポーツ等の種類ということで見込んでおきませんが、国際大会のほうにおきましては、水泳が1名、スキーが1名、馬術が2名、射撃が1名ということで世界大会を見込んでございます。また、アジア大会については野球が1名ということで見込んでございます。

なお、支出はまだでございますが、既に国際大会のほうで水泳と馬術につきましては、国際大会に出場するというようなことでの情報のほういただいておりますので、今後の中でそういった支出が見込まれてくるということは間違いないかと考えてはございます。

以上です。

○佐藤委員長 中村委員。

○中村委員 るる細かい話聞いてわかりました。

そういった方は、毎年活躍されている方で、当然、当初予算のときにこういった方が大会に出られるだろうという予測は立てて予算編成は組んでおられましたでしょうか。

○佐藤委員長 織田課長。

○織田スポーツ振興課長 こちらが、ことしの中ではちょっと例外的なものがございまして、一応予算の編成に当たりましては過去の大会と、そういったものは実績に加えて行っているところでございますが、今年の中では射撃ということでの国際大会出場されている方が非常に多く、今年度におきましては既に世界大会で7回、アジア大会で2回、それ以外は全て射撃というような形の支出ということになっておりまして、こちらのほうが昨

年度まででは実績がなかったものですから、その辺が見込んでいなかったというようなところがございまして、予算の中ではちょっとこういったところで少し不足気味になっているような状況でございます。

以上です。

○佐藤委員長 中村委員。

○中村委員 わかりました。

そのように那須塩原市民の方が世界に羽ばたいているわけですから、しっかり手当てをしていただくのと同時に、ぜひ広報なんかも使って世界で活躍されている方を広報してやってやるのも、市民に周知するのもいいんじゃないかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○佐藤委員長 ほかにございせんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは、本議案について討議すべき点はございせんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは、質疑を終了したいと思ひますが、異議ございせんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございせんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、討論を終了したいと思ひますが、異議ございせんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、採決いたします。

議案第94号 平成30年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）は原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございせんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ご異議がないものと認めます。

よって、議案第94号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

次第にはございませんが、そのほかで委員の皆さんから何かございますか。

大野委員。

○大野委員 (スポーツ施設における指定管理制度のメリット及び大会等の準備に係る朝の利用時間の対応について)

○佐藤委員長 ほかにございませんか。

中村委員。

○中村委員 (スポーツ施設の利用時間における柔軟な対応について)

○佐藤委員長 ほかにございませんか。

山形委員。

○山形委員 (スポーツ施設職員の普通救命講習会の対応について)

○佐藤委員長 ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

○佐藤委員長 スポーツ振興課の皆さんから何かございますか。

〔「ございません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは、スポーツ振興課の審査を終了いたします。

これで教育部の本定例会における審査は終了となりますが、教育部全体を通して、そのほかで何かございますか。

小泉部長。

○小泉教育部長 今回、12月議会の議案ということで、先ほど生涯学習課、所管課ということで条例の一部改正という案件を提出させていただきました。

ちょっと議員の皆様には審議の上で混乱を招くような状況になったということを反省しまして、真

摯に受けとめまして今後、同じような形でまた提案することがないよう努めてまいりたいと思いますので、今後ともよろしく願いいたしたいと思います。

○佐藤委員長 それでは、以上で教育部の審査を終了いたします。

お疲れさまでした。

ここで執行部退席のため暫時休憩といたします。

休憩 午後 4時23分

再開 午後 4時24分

○佐藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

—————◇—————

#### ◎その他

○佐藤委員長 ここで事務局より事務連絡があります。事務局どうぞ。

○磯書記 (事務連絡。)

—————◇—————

#### ◎散会の宣告

○佐藤委員長 これで本日予定をしておりました審査事項を終了しました。

委員の皆さんにおかれましてはあす10時より委員会を再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

以上で本日の福祉教育常任委員会を散会いたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 4時26分

## 福祉教育常任委員会及び予算常任委員会（第二分科会）

平成30年12月12日（水曜日）午前10時開会

### 出席委員（9名）

委員 長 佐藤 一 則	副委員 長 星 宏 子
委 員 山形 紀 弘	委 員 相馬 剛
委 員 平山 武	委 員 大野 恭 男
委 員 金子 哲 也	委 員 山本 はるひ
委 員 中村 芳 隆	

### 欠席委員（なし）

### 紹介議員（なし）

### 説明のための出席者

保健福祉部長 兼 福祉事務所長	社会福祉課長
田 代 正 行	板 橋 信 行
社会福祉課長 補 佐	障害福祉係長
宇 賀 神 晶 子	関 谷 和 俊
保 護 係 長	高齢福祉課長
渡 辺 英 俊	増 渕 剛
高齢福祉課長 補 佐 兼 高齢福祉係長	介護管理係長
村 松 隆	高 根 沢 めぐみ
介護認定係長	地域支援係長
吉 富 真 樹 子	若 目 田 治 之
国保年金課長	国保年金課長 補 佐 兼 管 理 係 長
福 田 正 樹	二ノ宮 直 美
国保年金係長	健康増進課長 兼黒磯保健セ ンター所長兼 西那須野保健 センター所長
伊 藤 陽 子	織 田 智 富
健康増進課長 補 佐 兼 健康増進係長	保健予防係長
村 越 邦 子	北 村 美 保 子
健康増進係 副 主 幹	健康増進係 副 主 幹
根 本 カ ヨ	金 山 富 美 恵
市 民 課 長	市 民 課 長 補 佐 兼 戸 籍 係 長
室 井 啓 二	戸 山 み どり

市民係長	君 島 忍	子ども未来部	富 山 芳 男
子育て支援課長	相 馬 智 子	子育て支援課長補佐	岸 上 容 子
給付係長	伊 藤 俊 彦	総合支援係長	青 木 朋 美
子ども・子育て総合センター所長 (任期付)	菊 池 紀 男	子ども・子育て総合センター(児童家庭相談担当)副所長	大 木 美 奈 子
子ども・子育て総合センター(発達支援・ひとり親担当)主査 (係長級)	長 岡 栄 治	保育課長	江 連 宣 仁
保育課長補佐兼児童係長	高 橋 美 由 紀	保育係長	本 澤 英 紀
保育係副主幹	相 馬 恭 子		

出席議会事務局職員

書 記 磯 昭 弘

議事日程

1. 開 会
2. 委員長挨拶
3. 審査事項

[保健福祉部]

- ・保健福祉部長挨拶

[健康増進課]

予算常任委員会(第二分科会)

- ・議案第 94号 平成30年度那須塩原市一般会計補正予算(第5号)

[高齢者福祉課]

予算常任委員会(第二分科会)

- ・議案第 94号 平成30年度那須塩原市一般会計補正予算(第5号)
- ・議案第100号 平成30年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算(第3号)

[国保年金課]

予算常任委員会(第二分科会)

- ・議案第 94号 平成30年度那須塩原市一般会計補正予算(第5号)
- ・議案第 96号 平成30年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- ・議案第 98号 平成30年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)

[市民課]

予算常任委員会（第二分科会）

- ・議案第 94号 平成30年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）

[社会福祉課]

- ・議案第115号 那須塩原市地域活動支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

予算常任委員会（第二分科会）

- ・議案第 94号 平成30年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）

[子ども未来部]

- ・子ども未来部長挨拶

[子育て支援課]

- ・議案第116号 那須塩原市こども医療費助成に関する条例の一部改正について

予算常任委員会（第二分科会）

- ・議案第 94号 平成30年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）

[保育課]

- ・議案第113号 那須塩原市保育園条例の一部改正について

- ・議案第114号 那須塩原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

予算常任委員会（第二分科会）

- ・議案第 94号 平成30年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）

4. その他

5. 閉 会

開会 午前10時00分

◎開議の宣告

- 佐藤委員長 皆さんおはようございます。  
散会前に引き続き、会議を始めます。



◎保健福祉部の審査

- 佐藤委員長 これより保健福祉部の審査を始めます。  
審査に先立ち、田代保健福祉部長からご挨拶をいただきます。よろしくお願ひします。
- 田代保健福祉部長 (挨拶。)
- 佐藤委員長 ありがとうございます。



◎健康増進課の審査

- 佐藤委員長 それでは、健康増進課の審査に入ります。



◎議案第94号の説明、質疑、討論、採決

- 佐藤委員長 これより、予算常任委員会（第二分科会）に切りかえて、審査をいたします。  
議案第94号 平成30年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。  
執行部の説明をお願いいたします。  
織田課長。
- 織田健康増進課長 (議案第94号について説明)
- 佐藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

相馬委員。

- 相馬委員 先ほどの報償金の件で、相談件数がふえているということだったんですが、その相談がふえる要因とその内容を伺いたいと思います。
- 佐藤委員長 織田課長。
- 織田健康増進課長 相談件数につきましては、まず、子育て世代包括支援センターというふうな位置づけで保健センターをそれぞれ機能させております。

その中で、妊娠後期相談事業、これは、おおむね妊娠28週以降のママとなる方に電話等で直接連絡をさせていただきまして、今の状況等また不安等、何か相談事があるかどうかの確認をさせていただいております。この連絡につきましては、全ての妊婦さんのほうに連絡をさせていただいて、出産後にこういった訪問を受けるか受けないか確認いたしまして、実施をしております。

初めての出産を控える方については、やはり出産後の育児等も含めまして、そういった不安を抱えている妊婦さんがかなり多いというふうに考えております。

- 佐藤委員長 山本委員。
- 山本委員 今のところ、同じところなんですけれども、先ほど里帰り出産がふえているという説明がありましたが、里帰り出産をするということは、ご自分のお母さんがいらっしゃって、相談ができるような気がするんですが、今の質問の妊娠後期の電話で連絡しての相談がふえているということとの関連と、その里帰り出産をする方でも電話をして、そういうことも確認をしているかどうかを教えてください。

- 佐藤委員長 織田課長。
- 織田健康増進課長 里帰り出産が多い傾向にあるということなんですけれども、これは、やはりご自身の実家で精神的に安心な気持ちでという、安



全な出産に向けての裏返しであろうというふうに考えております。

里帰り出産が多い傾向にありまして、里帰りする時期なんですけれども、妊娠の9カ月ごろからお帰りになる方が多いというふうに捉えてございます。

その方の妊娠28週以降のこの相談事業につきましては、まだ市内に滞在をしているとき、また、里帰りされた方でも、里帰りのほうに連絡がつく方については、連絡をとっております。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 その点はわかりました。

もう一つ、扶助費のほうのふえている理由は、里帰りがふえて、償還払いがふえたというんですが、償還払いがふえるとお金がふえるんですか。

○佐藤委員長 織田課長。

○織田健康増進課長 扶助費につきましては、当然、私どもの市と委託契約を結んでいない医療機関等の健診のことになりますので、そちらで一旦全額を自己負担するという形をとらざるを得ないということになりますので、後に市のほうへ請求して支払うと。ですので、扶助費がふえてしまうということになります。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 つまり、そもそも市内とか決まるところで健診を受ければ、お金は要らないわけですね。これは、そういうことができないところでの妊婦健診を受けた方が一旦自分で払うので、後で請求すると、それを返すためにというのがこの扶助費の部分で入ってくるということで、それが見込みよりも多かったということではないですか。

○佐藤委員長 織田課長。

○織田健康増進課長 委員おっしゃるとおりでございます。

扶助費がふえるということになりますので、当然、委託料のほうは減るであろうというふうになります。

○山本委員 了解しました。

○佐藤委員長 ほかにございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは、本議案について討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは、質疑を終了したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、採決いたします。

議案第94号 平成30年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ご異議がないものと認めます。

よって、議案第94号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

—————◇—————

#### ◎その他

○佐藤委員長 次第にはございませんが、そのほかで委員の皆さんから何かございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 健康増進課の皆さんから何かございますか。

〔「特にございません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは、健康増進課の審査を終了いたします。

お疲れさまでした。

ここで執行部入れかえのため、暫時休憩といたします。

休憩 午前10時12分

再開 午前10時14分

○佐藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

—————◇—————

#### ◎高齢福祉課の審査

○佐藤委員長 それでは、高齢福祉課の審査に入ります。

—————◇—————

#### ◎議案第94号の説明、質疑、討論、採決

○佐藤委員長 これより、予算常任委員会（第二分科会）に切りかえて、審査をいたします。

議案第94号 平成30年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

増淵課長。

○増淵高齢福祉課長 （議案第94号について説明）

○佐藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

山形委員。

○山形委員 先ほどの施設に火災警報で消防署のほうに伝えるということですが、この設置は義務とか努力とか、そういうふうなものはあるんですか。

○佐藤委員長 増淵課長。

○増淵高齢福祉課長 施設の状態によって、消防法の中で義務化されているものとそうでないものがございます。

今回設置している施設につきましては、補助要件が500㎡以下の施設ということで条件がついていますので、こちらは義務化された施設ではありません。施設のほうでつけたいということで、補助事業を活用してつけていただくという状況でございます。

○佐藤委員長 山形委員。

○山形委員 その2カ所以外の設置状況なんかはどうなっていますか。

○佐藤委員長 増淵課長。

○増淵高齢福祉課長 義務以下の事業所ですので、義務があるところについては消防署のほうで必ず確認をしていただいていますし、市のほうでも、実地検査等で確認等させていただくこともございますけれども、そのほか義務化されていない事業所については、現在のところでは把握はしていません。ぜひ調査のとき確認をさせていただくということで考えております。

○佐藤委員長 山形委員。

○山形委員 そうすると、市のほうでは、そういうふうに定期検査とか、そういったものは行っていないということでしょうか。

○佐藤委員長 増淵課長。

○増淵高齢福祉課長 報知器に関しての検査は行っていません。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは、本議案について討議すべ

き点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは、質疑を終了したいと思います  
ますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了  
いたします。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、討論を終了した  
いと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、討論を終了  
し、採決いたします。

議案第94号 平成30年度那須塩原市一般会計補  
正予算（第5号）は、原案のとおり可決すべきも  
のとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ご異議がないものと認めます。

よって、議案第94号については原案のとおり可  
決すべきものと決しました。

—————◇—————

#### ◎議案第100号の説明、質疑、 討論、採決

○佐藤委員長 次に、議案第100号 平成30年度那  
須塩原市介護保険特別会計補正予算（第3号）を  
議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

増淵課長。

○増淵高齢福祉課長 （議案第100号について説明）

○佐藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許  
します。

相馬委員。

○相馬委員 債務負担行為が平成30年から36年まで  
で6,700万ということになっておりますが、実際  
にかかる経費としては、何年度にどのぐらいとい  
う、そういう内訳の見込みはどういうふうになっ  
ているのでしょうか。

○佐藤委員長 増淵課長。

○増淵高齢福祉課長 負担行為の中で30年度につ  
きましては、予算のほうはかかりません。準備費分  
ということになると思うんですけども、以降、  
31年度が673万1,000円、32年度から35年度まで、  
それぞれ1,346万1,000円、最終36年度が673万  
1,000円ということで、10月以降ということ  
なので、初年度と最終年度は半年分ということにな  
るかと思えます。

以上です。

○相馬委員 わかりました。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは、本議案について討議すべ  
き点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは、質疑を終了したいと思  
いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了  
いたします。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、討論を終了した  
いと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、討論を終了  
し、採決いたします。

議案第100号 平成30年度那須塩原市介護保険  
特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可

決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ご異議がないものと認めます。

よって、議案第100号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

次第にはございませんが、そのほかで委員の皆さんから何かございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 高齢福祉課の皆さんから何かございますか。

〔「ございません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは、高齢福祉課の審査を終了いたします。

お疲れさまでした。

ここで執行部入れかえのため、暫時休憩といたします。

休憩 午前10時24分

再開 午前10時26分

○佐藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

—————◇—————

#### ◎国保年金課の審査

○佐藤委員長 それでは、国保年金課の審査に入ります。

—————◇—————

#### ◎議案第94号の説明、質疑、討論、採決

○佐藤委員長 これより、予算常任委員会（第二分科会）に切りかえて、審査をいたします。

議案第94号 平成30年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

福田課長。

○福田国保年金課長 （議案第94号について説明）

○佐藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは、本議案について討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは、質疑を終了したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、採決いたします。

議案第94号 平成30年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ご異議がないものと認めます。

よって、議案第94号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

—————◇—————

#### ◎議案第96号の説明、質疑、討論、採決

○佐藤委員長 次に、議案第96号 平成30年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

福田課長。

○福田国保年金課長（議案第96号について説明）

○佐藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

相馬委員。

○相馬委員 1点だけちょっと、中身の内容ではないんですが、議案資料の16ページ、これは資料ですので問題ないだろうと思うんですが、議案第96号の資料ということで、「今回の補正予算は、年内に不足する経費の追加等について必要な予算措置を行うものであります」というふうになっていますが、中身は追加のみなんだろうと思うんですが、その「等」は何を指すのか、お伺いできればと思うんですが。

○佐藤委員長 福田課長。

○福田国保年金課長 こちらにつきましては、追加のみでございます。「等」というところにつきましては、こちらがついてしまったことは、大変申しわけございません。今後気をつけていきたいと思っております。

○相馬委員 わかりました。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

山形委員。

○山形委員 先ほどの債務負担行為の中で、シティプロモーション課が一括して行っていたということなんですが、今年度、そのシティプロモーション課からなぜこういうふうに各課に振り分けられて、こういう債務負担行為がきたのか教えていただけますか。

○佐藤委員長 福田課長。

○福田国保年金課長 こちらにつきましては、これまで一括してシティプロモーション課で契約等を行っていたんですけれども、実際にそのシステムを運用している各担当課のほうが、より詳しく業務の運用ができるということで聞いております。

○山形委員 わかりました。

○佐藤委員長 ほかにございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは、本議案について討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、採決いたします。

議案第96号 平成30年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ご異議がないものと認めます。

よって、議案第96号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

—————◇—————

◎議案第98号の説明、質疑、討

## 論、採決

○佐藤委員長 次に、議案第98号 平成30年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。

福田課長。

○福田国保年金課長 （議案第98号について説明）

○佐藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは、本議案について討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め討論を終了し、採決いたします。

議案第98号 平成30年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ご異議がないものと認めます。

よって、議案第98号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

次第にはございませんが、そのほかで委員の皆さんから何かございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 国保年金課の皆さんからは何かございますか。

〔「ございません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは、国保年金課の審査を終了いたします。

お疲れさまでした。

ここで執行部入れかえのため暫時休憩といたします。

休憩 午前10時42分

再開 午前10時44分

○佐藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

—————◇—————

## ◎市民課の審査

○佐藤委員長 それでは、市民課の審査に入ります。

—————◇—————

## ◎議案第94号の説明、質疑、討論、採決

○佐藤委員長 これより予算常任委員会（第二分科会）に切りかえて審査をいたします。

議案第94号 平成30年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

室井課長。

○室井市民課長 （議案第94号について説明）

○佐藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

ございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは、本議案について討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め討論を終了し、採決いたします。

議案第94号 平成30年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）は原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ご異議がないものと認めます。

よって、議案第94号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

次第にはございませんが、そのほかに委員の皆さんから何かございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 市民課の皆さんからは何かございますか。

〔「特にございません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは、市民課の審査を終了いたします。

お疲れさまでした。

ここで執行部の入れかえのため暫時休憩いたします。

休憩 午前10時48分

再開 午前10時49分

○佐藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

### ◎社会福祉課の審査

○佐藤委員長 それでは、社会福祉課の審査に入ります。

◇

### ◎議案第115号の説明、質疑、

#### 討論、採決

○佐藤委員長 議案第115号 那須塩原市地域活動支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

板橋課長。

○板橋社会福祉課長 （議案第115号について説明）

○佐藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

相馬委員。

○相馬委員 まず使用料の件なんです。これまで設置されていなかったものが、今回、使用料の納付期限を設置するというふうに理解をしたところでございますが、これも上位法によってということなんでしょうか。

○佐藤委員長 板橋課長。

○板橋社会福祉課長 申しわけございません。こちらの納付期限につきましては、上位法の改正に伴うというものではなくて、今回の条例見直しに伴いまして、今まで納付期限というところがなかったということで、新たに付け加えたということで

ございまして、上位法の改正に伴うということではなく、上位法の改正に伴った中の改めて追加として、別として改正した、そういったこととございます。

○佐藤委員長 相馬委員。

○相馬委員 今までなかったものを追加する理由を伺います。

○佐藤委員長 板橋課長。

○板橋社会福祉課長 今までは、いわゆる慣例として、実は納付期限というものについて、従来については設置をしていなかったということであったんですけども、やはりこの使用料について、じゃ、いつまでに定めるのかということについては、これは定めることは今回必要だろうということで、総務課等と協議をした結果、そういった経緯になったということとございます。

○佐藤委員長 相馬委員。

○相馬委員 これまでなかったところについてのふぐあいがあったということではないということですか。

○佐藤委員長 板橋課長。

○板橋社会福祉課長 実はこちらにつきまして、使用料が、実務上といたしますか、実際的にこちらの施設を使っている方が非課税の方ということで、実質的に使用料自体が発生していなかったというのがずっと今まで来ておまして、その発生がしていないということで、使用料を納めること自体がそもそも今の現状なかろうということもございまして、そこについては、前回、設置条例を定めた際には、そういったことも勘案したかどうかは不明でございますけれども、そこについてはまではやっていなかった。

ただ、この後、将来的にそういった事例、この後はそういうふうに関し実際そういう事例も出てくるということもあるかもしれない。そのときにはや

っぱりきちんと今のうちから納付期限を定めておくべきだろうだろうということで、そういう経緯でございます。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは、本議案について討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは、質疑を終了したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め討論を終了し、採決いたします。

議案第115号 那須塩原市地域活動支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正については原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ご異議がないものと認めます。

よって、議案第115号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

—————◇—————

#### ◎議案第94号の説明、質疑、討論、採決

○佐藤委員長 続きまして、予算常任委員会（第二分科会）に切りかえて審査をいたします。



議案第94号 平成30年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

板橋課長。

○板橋社会福祉課長 （議案第94号について説明）

○佐藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

山本委員。

○山本委員 歳出の5ページの障害者福祉サービス費の給付費がふえているところの部分で、特に放課後デイ・サービスがふえているということだったんですが、これはお子さんが、大山にある学校に通っている人のデイ・サービスということなのかと思うんですが、少し説明をお願いしたいと思います。

○佐藤委員長 板橋課長。

○板橋社会福祉課長 今ご質問の放課後デイ・サービスということでございますが、こちらにつきましては、学校が終わった後と、それから学校がお休みの日に、その障害をお持ちの方の子どもさんについて、例えば日常生活の訓練という形をしたりとか、あとは、例えば日常生活だけではなく、学校内で生活する、という方もいらっしゃいますので、そういったところの振る舞いかたとか、そういう形についてのその訓練とか、そういったところをしているということございまして、あとはもう一つありますのが、この後出てきますけれども、日中一時支援という、これは地域生活支援事業の話になってくるんですけども、その一時支援のサービスと一時支援というのは、学校が終わった後、放課後デイ・サービスをしていく、その後、親御さんは働いていらっしゃるという家庭がございまして、放課後デイのサービスが終わった後、日中一時支援というサービスを引き続きそこで受けていって、そこの受けた後、ち

ょうどその時間帯、親御さんが帰ってくるまでは、この後説明する一時生活支援事業と一緒にプラスして、お子さんを預かり、訓練をしていくような形、そういった流れでこの放課後デイ・サービスについては利用されていくということでございます。

以上です。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 そうしますと、今のその障害者福祉サービスと障害者地域生活支援の部分はつながっているということになるかと思うんですが、先ほど、日中一時支援については施設がふえたというふうにご説明いただいたと思いますが、放課後デイ・サービスの施設とこの日中一時支援の施設というのは一緒ではなくて別だということなんですか。

○佐藤委員長 板橋課長。

○板橋社会福祉課長 一般的にはそういう形ということなので、やはり同じ施設でやられているところが多いということでございますが、全部が全部一緒というところではないということがあります。ただ、ほとんどは今の流れで使っているのが一般的な流れというところございまして、全部が全部一緒ではない、でも大半は一緒というところですよ。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 先日、所管事務調査で京都に行ってきたときに、そこの施設は学校、小中高とあったんですが、そこもこの放課後デイ・サービスがふえていて、親御さんが働いていることが多いのでということで、送り迎えをタクシーを使って、つまり迎えに来てくれていたんですね、そのデイ・サービスの方が。そして、そのそれぞれの施設に移って、今度、そこへはお母さんやお父さんがお迎えに来るといようなことで、とてもそれを使う方がふえているんだというようにところを視察し

てまいりました。

那須塩原市においては、先ほど、多分、普通の学校のとおっしゃいましたので、大山の学校だけではなくて、小学校なりのところにいらっしゃる方もこの放課後デイ・サービスを使っていらっしゃるんだというふうに理解をしたんですけども、システム的にそこには、施設の方がそれぞれの学校にお迎えに来てくださって、例えば同じ施設で放課後デイ・サービスと日中一時支援をやっているところにずっといて、親御さんが迎えに来ればいいですけども、例えば違ったりするとまだ移動しなきゃいけないということもあると思うんですが、すみません、そこら辺のところ的那須塩原市の現状をもう少し説明していただけますか。

○佐藤委員長 係長。

○関谷障害福祉係長 まず、放課後等デイ・サービスにつきましては、那須塩原市においても学校まで事業所の方が迎えに行き、送迎がついております。法定サービスにつきましては、従業員の勤務時間等も法律で定まっていますので、余り遅くまではやれないんです。そうしますと、親御さんのお迎えの時間が遅くなりますと、そのオーバーした部分については日中一時支援に切りかえて引き続きお預かりをするということで、日中一時支援と放課後等デイ・サービスを同じ施設で運営しているところが多い状況になります。

逆に放課後等デイ・サービスしかやっていない事業所になりますと、朝早い時間とか夜遅い時間というのはお預かりできませんので、なかなか日中働いている親御さんについてはそういった事業所は利用しづらい形になっているのかなというところが現状としてあります。

逆に日中一時支援しかやっていないところになると、やはり学校との連携という部分でなかなかうまくいかないところがあるので、土日を中心に

預かったりとかというようなすみ分けがされているのが現状になります。

ただ、親御さんのライフスタイルですとかニーズを鑑みますと、やはり同じ施設で日中一時支援と放課後等デイ・サービスが併用されるのが一番使い勝手がいいサービスの形態なのかなということでは認識をしております、ニーズも多いことがありまして、新規施設が開設される件数がここ近年多くなっている現状があるという状況であります。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 使い方の面でわかりました。それで、普通のお子さんの場合のその放課後デイ・サービスについては、施設の数とか生徒さんの数とかもよくわかるんですが、すみません、障害者の方、障害児のことですね、については余り見に行ったこともなくてわからなかったんですが、現状としてはふえているというのはわかりました。

それで、現在、那須塩原市の中で、このデイ・サービスをやっているところとその一時支援をやっているところの施設の数と通っていらっしゃるお子さんの数がわかれば教えていただきたいと思えます。

○佐藤委員長 関谷係長。

○関谷障害福祉係長 まず、放課後等デイ・サービスの市内の事業所の数につきましては、8施設でございます。定員がそれぞれ1事業所10名ですので、1日につき80人まではお預かりすることができるというような現状になっております。

日中一時支援の利用者の数につきましては、市内で5施設ございます。それから、そこに加えまして新規で開設した事業所がありまして、放課後等デイ・サービスにつきましては、30年度に入りまして4施設、新規でオープンしております、日中一時支援につきましても3施設の新規事業所

の開設がありました。

利用者数につきましては、放課後等デイ・サービスは203人の利用実績で、日中一時支援の利用人数については108人になっております。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 先ほど一番最初に、サービスの利用日数とか人数についてはふえているけれども、利用者がサービスを受けることに関して制限はできないんだという前提があるということでこれだけふえるということだったんですが、確認なんです、これは放課後デイ・サービスとか日中一時支援には、使われる方は全くお金は要らないということで確認したいんですが。

○佐藤委員長 関谷係長。

○関谷障害福祉係長 一応、法定サービスの部分については、課税世帯になりますと原則1割負担というのがございます。それに加えて、おやつ代ですとかそういった実費分がかかってまいります。日中一時支援につきましても、法定サービスを補完するサービスなので、法定サービスに準じた料金体系になっておりますので、同じようにおやつ代ですとか、課税世帯でしたら1割負担というのがかかってまいります。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 つまり1割負担とおやつ代のほかは全て市のほうで見てあげているということで、学校に迎えに行ってもその施設まで行くのも全てお金は要らないということでよろしいですか。

○佐藤委員長 関谷係長。

○関谷障害福祉係長 送迎につきましては、やはり公費のほうで送迎加算というものが算定できることになっておりますので、公費からの負担になるということになります。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。  
相馬委員。

○相馬委員 先ほどの財産売却収入の件で、つくしのまず敷地、何mぐらいセットバックするものなんでしょうか。

○佐藤委員長 係長。

○関谷障害福祉係長 大田原土木事務所から示された図面によりますと、道路境界から10mほどセットバックするというようになっております。

○佐藤委員長 相馬委員。

○相馬委員 そうすると、作業されている建物にかかるのではないかなと思うんですが、どうなんでしょうか。

○佐藤委員長 関谷係長。

○関谷障害福祉係長 今のところ現況としましては、建物にはぎりぎり当たらないんですけども、現在設置してあるプレハブ小屋にはかかってしまいますので、それは構内、敷地内でどこかに移転しなければいけないというような状態になると思います。

○佐藤委員長 相馬委員。

○相馬委員 そうすると、そのつくしの事業運営についての、今後、敷地をセットバックすることよっての支障というものは発生しないという理解なんでしょうか。

○佐藤委員長 関谷係長。

○関谷障害福祉係長 現在のところ建物には影響しないので、中でやっている作業については影響しないものと考えておりますが、駐車場とか、それから下請の業者さんの納品作業でトラックが入ったりすることがあるんですけども、そちらの進入路については若干検討しなければいけないかなと考えております。

○佐藤委員長 相馬委員。

○相馬委員 そうしますと、それが平成32年に着工ということなので、それまでには対応するというお考えだということでしょうか。

○佐藤委員長 関谷係長。

○関谷障害福祉係長 施設の特性上、やはり環境の変化が起きますと利用者が混乱してしまう可能性がありますので、この件に関しましては大田原土木事務所と協議をしまして、道路改修工事が始まるまでは現状のままで残していただいて、道路改良工事が始まる時点で、道路の計画地にかかっている部分は大田原土木事務所が撤去する。それにあわせて那須塩原市のほうが、フェンスだったり門扉だったりというものを新設する。同時期に工事を行うという調整を図っていかうということで方針決定をしております。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。  
山形委員。

○山形委員 5ページです。中国残留邦人支援給付金ということで、長期入院されて、国からは4分の3、市からは4分の1、174万3,000円、この中国残留邦人という方々の定義というか、どのような方々が対象になるんですか。

○佐藤委員長 板橋課長。

○板橋社会福祉課長 こちらの中国残留邦人の定義ということでございますが、考え方といたしますと、中国残留邦人、その円滑な帰国の推進をしていった中、永住的に帰国した中国残留邦人、それからその邦人の特定の配偶者、ここについてを中国残留邦人ということで、その方々の自立支援をこの事業で行っていく、そういった形になっていきます。

○佐藤委員長 山形委員。

○山形委員 そうすると、那須塩原市は何世帯ですか。

○佐藤委員長 板橋課長。

○板橋社会福祉課長 3世帯で5人ほどが現状でございます。

○佐藤委員長 山形委員。

○山形委員 その3世帯5人の方々が、ちょっと言葉は不適切、お亡くなりになられちゃったら、この給付金の制度は全てなくなるということですか。

○佐藤委員長 板橋課長。

○板橋社会福祉課長 那須塩原市内に3世帯5人の方がいらっしゃいますが、その方々が例えば転出なさったりお亡くなりになったということがあったとしても、またほかから転入ということも考えられなくもありませんので、ということでございますので、状況状況によってという話にはなってくるのかと思います。

○佐藤委員長 相馬委員。

○相馬委員 そうすると、この中国残留邦人の支援給付費のその制度上の概念として、市が4分の1を負担するその制度の上の概念というのはどういうふうに理解すればいいんでしょうか。

○佐藤委員長 板橋課長。

○板橋社会福祉課長 これは制度上というか一般的に考えた中で考えますと、多分持たれるイメージというのは、こういった中国残留邦人について、これはあくまでも国策であろうと、そういったイメージを多分皆さんはお持ちだと思います。それを市町村は、これは4分の1持つ、そこについては、確かにそういう疑問というか、何でかなというふうに思う方が大多数を占めるのかなということは私も認識をしております。私から言えることは、そこについて、国からのその制度として、この負担割合、市のほうも4分の1を見るということについては、もう制度として確定しているということでございますので、私から言えることはそこまでということでございます。申しわけございません。

○佐藤委員長 相馬委員。

○相馬委員 実はその理解としては、いわゆる中国残留邦人の方のもともとの出身が、例えば那須塩

原市の方が移住して、そちらにその後継者の方という認識が実はあったんですが、先ほどの説明だと、一旦その方が亡くなっても、またどこから転入してくる可能性があるという説明だったので、そうすると、もともと那須塩原市ご出身の例えばお孫さんだったりとかひ孫さんだったりとかという、そういうことは別に考えられているわけではないという認識で、さっき、説明だとそういうふうに関こえたものですから。

○佐藤委員長 板橋課長。

○板橋社会福祉課長 おっしゃるとおりでございます。もともと那須塩原市にいてということであれば、一般的なイメージからすると、その理解が得られるのかなというところはございますが、その方々が那須塩原市に転入して、那須塩原市のいわゆる戸籍というか、那須塩原市の住民になったということになってきますと、そこについては、国の制度上はやはりそれについても市の負担がある制度になっているところでございまして、一般的な気持ちからすれば、そういったところはちょっと疑問符が残るというところも理解というか認識はしておりますが、制度上はそのようなことになってございます。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

山形委員。

○山形委員 7ページの生活保護費の燃料費が、車両用燃料11万7,000円、訪問回数がふえているということですが、これはふえている主な要因はどういったことですか。

○佐藤委員長 係長。

○渡辺保護係長 訪問の回数については、その世帯の状況に応じて、3カ月に1回であるとか2カ月に1回であるとか最低限度の規定はございますが、臨時に必要なが生じたときには当然訪問しているという実態がございます。

最近のケースの傾向も、全体的には生活保護の件数自体は減ってはいるんですが、死亡により廃止になるケースがここ最近は多くなっています。やはり死亡に伴う対応となりますと、1回訪問して終わりということにはやはりなかなか終わりませんので、亡くなる前にも当然入院の経過があったりしますので、病院にも何回か、自宅にも何回かというふうな訪問が、全部で今730世帯ほどございますので、累積していくと、市内は距離が結構ございますので、病院になると市外にまで出かけることもありますので、燃料費として、あと燃料価格が高騰しているというところも背景には当然ございますので、燃料費が不足しているという状態でございます。

○佐藤委員長 山形委員。

○山形委員 そうすると、市内広域で、ガソリン代も高くなっているということで了解したんですが、その訪問をしたとき、どんなふうな感じで、訪問内容ですか、業務内容はどのようなふうな感じで、この生活保護を受けておられる方に、訪問のその内容を教えていただけますか。

○佐藤委員長 係長。

○渡辺保護係長 訪問の目的については、その世帯員の方、高齢なのか障害なのか、あとは傷病なのか、その世帯の状況に応じて当然目的は変わってきますけれども、一番今ケースが多いのは高齢単身の世帯になりますので、日常生活の様子、そちらを確認すること、それが一番の目的となっております。

○佐藤委員長 星副委員長。

○星副委員長 この車両の燃料費なんですけれども、例えば訪問する回数をふやすことによって、確かに業務もふえてくるとは思うんですけれども、ガソリン代もかかるから訪問は余りしたくないと、要は訪問の回数制限みたいなのはないですよ、

そういったものは。ふえるから余り訪問するとか、そういったことはないですか。

○佐藤委員長 渡辺係長。

○渡辺保護係長 訪問は、最低限度の回数からすると、100%以上の回数で実際ここ数年来訪問しております、やはり現場で状況を確認するという事は、生活保護の業務実施上、絶対的に必要な基礎的なことに当たりますので、既存のケースもそうなのですが、もちろん、新規に開始するケースにおいても家庭訪問して、どういったところでどのような生活をしているのか、整理整頓されているのか、清潔な環境が整っているのか、あとはそもそも水道が通っているのか、電気も来ているのか、そういったところまで確認をしまして、必要な家具什器がなければ何が必要なのかというように、そういったところを含めて、訪問しないと確認ができませんので、あとは世帯員が本当にそこに何人住んでいるのかという確認も当然保護費のほうには影響してまいりますので、そういったところの確認も含めて訪問のほうは、推進することはあっても、行くなということは、基本的にはございません。

○佐藤委員長 副委員長。

○星副委員長 わかりました。それぞれ、多分、生活保護を受給されている方というのはケースがさまざまなので、なんですけれども、さっき、単身高齢者または傷病者の方に関しては、やはり市役所のほうに来てくださいということも、保護に関してのいろいろと事情聴取的な部分では、来てくださいということがあっても、なかなか行けない方も多いと思うんです。そういった際に、訪問に来てくださいと言ったときに、すごく何か、これは多分ケースワーカーさんの力量にもよるのかもしれないんですけれども、余り何かいい顔をされない部分というのちょっと見受けられたところ

もあるとお聞きしました。もしかしたら、その回数制限、その使用料というところに関して引っかかるので、なかなか、そうだったのかなということでお聞きしたところなんです、了解しました。

○佐藤委員長 山形委員。

○山形委員 すみません、そのケースワーカーさんとは、市の職員さんなんですか。

○佐藤委員長 渡辺係長。

○渡辺保護係長 ケースワーカーは現在9名おりますが、全部、直接任用している市の職員でございます。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは、本議案について討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは、質疑を終了したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので討論を終了したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め討論を終了し、採決いたします。

議案第94号 平成30年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）は原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ご異議がないものと認めます。

よって、議案第94号については原案のとおり可

決すべきものと決しました。

次第にはございませんが、そのほかで委員の皆さんから何かございますか。

星副委員長。

○星副委員長 (医療児コーディネーター制度及び放課後デイ・サービスについて)

○佐藤委員長 ほかにございますか。

[「ありません」と言う人あり]

○佐藤委員長 社会福祉課の皆さんから何かございますか。

[「特にございません」と言う人あり]

○佐藤委員長 それでは、社会福祉課の審査を終了いたします。

これで、保健福祉部の今定例会における審査は終了となりますが、保健福祉部全体として、そのほかで何かございますか。

[「特にございません」と言う人あり]

○佐藤委員長 それでは、以上で保健福祉部の審査を終了いたします。

お疲れさまでした。

ここで執行部入れかえのため、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時44分

再開 午後 1時00分

○佐藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### ◎子ども未来部の審査

○佐藤委員長 これより子ども未来部の審査を始めます。

審査に先立ち、富山子ども未来部長からご挨拶

をいただきます。よろしくお願ひします。

富山部長。

○富山子ども未来部長 (挨拶。)

○佐藤委員長 ありがとうございます。

#### ◎子育て支援課の審査

○佐藤委員長 それでは、子育て支援課の審査に入ります。

#### ◎議案第116号の説明、質疑、 討論、採決

○佐藤委員長 議案第116号 那須塩原市こども医療費助成に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

相馬課長。

○相馬子育て支援課長 (議案第116号について説明)

○佐藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

星副委員長。

○星副委員長 全協のときの説明の中で、事業費といたしまして、今後の制度改定による支出増の見込み額として1億6,180万円がかかるということと説明がありましたが、これはペナルティーによる加算額だと思うんですけども、このほかにかかる費用というのでしょうか、経費というのはいくら以上にかかるということはないのでしょうか。

○佐藤委員長 相馬課長。

○相馬子育て支援課長 全員協議会のときに説明させていただきました1億6,180万円、こちらのほうはこども医療費助成をやることによって、今ま

でよりもふえる額、一般会計のほうでふえる額という形で計算した金額になっております。

全協のときにちょっとお話したのは、これ以外に国民健康保険のほうで、現物給付ということで皆さんが病院にかかることがふえることによって、国民健康保険の負担がふえるということによるペナルティーというものがあるということで、こちらのほうは国民健康保険の会計のほうで該当してくるかなというふうに思っています。

○佐藤委員長 星副委員長。

○星副委員長 わかりました。

1億6,000万というのは、一般会計からなのであって、あと国保のほうでは国保のほうでペナルティーがあるということ。

○相馬子育て支援課長 はい。

○星副委員長 わかりました。

○佐藤委員長 ほかにございませんか。

ありませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは、本議案について討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、採決いたします。

議案第116号 那須塩原市こども医療費助成に

関する条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ご異議がないものと認めます。

よって、議案第116号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、予算常任委員会（第2分科会）に切りかえて審査をいたします。

—————◇—————

#### ◎議案第94号の説明、質疑、討論、採決

○佐藤委員長 議案第94号 平成30年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。執行部の説明をお願いいたします。

相馬課長。

○相馬子育て支援課長 （議案第94号について説明）

○佐藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

山本委員。

○山本委員 歳出の6ページの児童福祉総務費のところなんですけれども、償還金のところなんですけれども、延長保育と病児保育と、それから健全育成の事業が減ったということなんです。先ほど菅間記念病院に病児保育の施設をまたつくるといことなんです。必要があるからつくるとは思いますが、これ見込みより少なかった理由がわかれば教えてください。

○佐藤委員長 相馬課長。

○相馬子育て支援課長 それぞれ3つの事業とも、事業自体を行っているのは保育課になっているので、具体的な減額の理由ということに関しては、保育課のほうになるかと思いますが、先ほどこの



中で減ってきたものについて、病児・病後児保育合わせてのものになるので、病後児だけ、両方ではない、菅間病院は含まれていないという形になります。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 後で保育課のほうで聞くことにします。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。  
相馬委員。

○相馬委員 同じ6ページのひとり親支援費のところ、見込みよりも利用者が少なかったためというところで償還金が生じるというようなことだったんですが、その見込みよりも利用者が少なかった理由は、何か分析されていることがあるんでしょうか。

○佐藤委員長 相馬課長。

○相馬子育て支援課長 こちらのほうが、看護師になるですとか、准看護師になるですとか、あとは保育士になるとか、そういう何か資格を取るための事業に対して高等職業などをあげているんですけども、那須郡市医師会でやっていた黒磯准看護学院というのがあって、今の保健センターの3階にあったと思うんですけども、あそこは割と近いところにあるし、身近だったというところ、あそこを受ける方が結構多かったということではあったので、身近なところがなくて、准看を今度とろうと思うと、白河に行くとか、あとは宇都宮とかに行くことになったりするというところで、少しそういう影響もあるのかなというふうに考えております。多分、准看護学院さんとしては、全体の人数がやはり少なくなってきたというところで、閉鎖という形になったとは思いますが、このようなひとり親の方だと行きやすい場所であったかなというふうには思っております。

○佐藤委員長 ほかにございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは、本議案について討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、採決いたします。

議案第94号 平成30年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ご異議がないものと認めます。

よって、議案第94号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

次第にはございませんが、そのほかで委員の皆さんから何かございますか。

山形委員。

○山形委員 （赤ちゃんの駅について）

○佐藤委員長 ほかにございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 子育て支援課の皆さんからは何かございますか。

相馬課長。

○相馬子育て支援課長 （子どもを取り巻く環境の広報特集に対する反響について）

○佐藤委員長 それでは、子育て支援課の審査を終了いたします。

お疲れさまでした。

ここで、執行部入れかえのため暫時休憩といたします。

休憩 午後 1時28分

再開 午後 1時33分

○佐藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

—————◇—————

◎保育課の審査

○佐藤委員長 それでは、保育課の審査に入ります。

—————◇—————

◎議案第113号の説明、質疑、  
討論、採決

○佐藤委員長 議案第113号 那須塩原市保育園条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

江連課長。

○江連保育課長 (議案第113号について説明)

○佐藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは、本議案について討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議はないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議はないものと認め、討論を終了し、採決いたします。

議案第113号 那須塩原市保育園条例の一部改正については原案のとおり可決すべきものとする  
ことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ご異議はないものと認めます。

よって、議案第113号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

—————◇—————

◎議案第114号の説明、質疑、  
討論、採決

○佐藤委員長 次に、議案第114号 那須塩原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。

江連課長。

○江連保育課長 (議案第114号について説明)

○佐藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

相馬委員。

○相馬委員 この条例改正によりまして、その放課後児童支援員の確保に影響が出るということになるのでしょうか、それともならないのでしょうか。

○佐藤委員長 江連課長。

○江連保育課長 今回、支援員になるための研修を受ける資格を追加するということでございませ

て、専門職大学というものが創設されますので、その前期課程を修了した者については短期大学卒業生相当ということで、その方もこの規定に含めるというような門戸を広げるような改正でございます。

○相馬委員 わかりました。

○佐藤委員長 ほかにございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは、本議案について討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは、質疑を終了したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議はないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議はないものと認め、討論を終了し、採決いたします。

議案第114号 那須塩原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ご異議はないものと認めます。

よって、議案第114号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、予算常任委員会第二分科会に切りかえて審査をいたします。

#### ◎議案第94号の説明、質疑、討論、採決

○佐藤委員長 議案第94号 平成30年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。執行部の説明をお願いいたします。

江連課長。

○江連保育課長 （議案第94号について説明）

○佐藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

山本委員。

○山本委員 6ページの放課後児童クラブの管理運営費の一番下の部分なんですけれども、民間児童クラブの運営の補助が上がっているところの分ですけれども、子どもがふえているので、基本額を64人分入れたということなんです。そもそもこれは当初、民間の児童クラブはあいていたということですか。定員を割っていたというふうなんです。どういうふう計算してこういうふうに出てきたのか。途中で民間のところはどこかふえたのか、もう少し丁寧に説明していただければ。

○佐藤委員長 江連課長。

○江連保育課長 全体的には68名ふえたというところなんです。実際はクラブそれぞれふえたり減ったりというところがございます。大きくふえたところだと、例えば第一せいわクラブが当初30人と見込んでいたものが38人になったというところで、基本額が上がってくるというようなところですか、あとはてらこやさんとかが当初18人ぐらいというところだったんですが、現在のところ29人ぐらいまで受け入れているというようなところだったりしているというところがございます。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 そもそも放課後児童クラブの運営に関

—————◇—————

する補助金については、学校なんかですと4月に入るとよほど転居でもしない限りいますよね、3月までいるんですけども、放課後児童クラブについては多分途中でやめたり入ったりはあると思うんですけども、担当のほうで予算を組むときに、それぞれの施設がうちはことしはこれだけだよと言ってくるのをそのままそれに掛け算をして渡している。途中でそれが変化があって足りないとかというふうになると、それに補助金出すとそういう形で予算を組んでいるということのこれは今になっての増額の補正予算だというふうに理解してよろしいですか。

○佐藤委員長 江連課長。

○江連保育課長 当初予算見込むのはちょうど今ごろの時期でございます。当然、現年度といたしますか、今の現状ベースぐらいである程度、応募定員等を加味しながら予算上計上しているわけなんですけど、結果的には、やはり思ったよりも受け入れ人数が最終的に年度始まりまして少なくなることもあるし、実際には多く入ってくるというところもございまして、数字の違いになってあらわれてくるというところですよ。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 先ほど支援児に関しては見込みよりも4人減ったというようなお話もあったんですけども、そもそもこの放課後児童クラブの特に民間の部分に関しては、当初の部分では定員は当然ありますよね、その定員いっぱいになっていないということでの予算を組んでいるんですか。

○佐藤委員長 江連課長。

○江連保育課長 実際には、定員以上に受け入れるというところが現状でございます。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 そうすると、最初の当初の予算では定員全部足していくと何百人とかとなるんだと思う

んです。定員をオーバーしない形で予算計上していて、現実には定員をオーバーする部分あったときには、それを補正で組んでいくとそういう組み方をしているんですかということを知っているんです。

○佐藤委員長 江連課長。

○江連保育課長 補正ありきで当初から定員で組んで、ふえた分を補正というところではなくて、ある程度見越してはいるところではございますが、それ以上に若干上回っていると。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 ちょっと何を聞きたいかと言うと、放課後児童クラブの定員そのものが指導員に関していえば結構多いのにもかわらず、一応定員というものがあっても、民間の児童クラブの場合は定員を3人オーバーした、5人オーバーしたとオーバーしていった部分については質の低下になりますよね。つまり子どもを見てくれる側からすると多くなれば、場所も広がるわけではないので。そういうものを市はつまりこうやって補正を出してくるということは、環境がよくなってこないものに対して、全部こうやって補正で許していくのかということを知りたいんです。

○佐藤委員長 江連課長。

○江連保育課長 定員というのは面積基準から測っている定員でございます。ただ、既定ではおおむねというところもございまして、今、市の条例上では来年度末まで猶予期間ということもございまして、若干弾力的に、国・県の補助金をもらえる範囲内の弾力的な運用で定員をプラスアルファを受け入れているのも認めているというところではございますので、どこまでも認めるということではございません。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 保育園なんかでも決まりがありますよ

ね、何%までオーケーと。つまり、そういうところに関しては、放課後児童クラブの民間の部分でもきちんと守られた上でこうやってふえているという、じゃ理解でよろしいんですね。

○佐藤委員長 江連課長。

○江連保育課長 そのとおりでございます。

○山本委員 わかりました。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

山形委員。

○山形委員 同じページなんですけれども、保育園の臨時職員ということで、先ほど説明いただいた保育士11名で臨時職員手当ということで1,531万計上されて、それを割る11で1人当たりの賃金ということでよろしいんですか。

○佐藤委員長 江連課長。

○江連保育課長 単純に割る11ということではなくて、あくまでも上半期分の実績、臨時さんに出している補助金を計算上臨時職員の人数で割り返しまして、それに今後足りない人数分とさらには前期でかかった分を後期プラスアルファしてというところですか。ですから、単純に11で割ったのがこれらの賃金ということではございません。

○佐藤委員長 山形委員。

○山形委員 それに付随して、その臨時保育士さんの勤務時間、勤務体系、どのようになっているか教えていただけますか。

○佐藤委員長 江連課長。

○江連保育課長 予算計上につきましては勤務体系というか、まずは保育の標準時間ということで、今、保育につきましては11時間の保育をしてございます。短時間は8時間というところがございます。

そうしますと、11時間の中で常勤の方が7.75時間というところ、これは平日と土曜日になるんですが、そこで足りない部分はどうしても早番、遅

番といたしますか、出てまいります。その分を臨時の短時間の職員の方で埋めるというような考え方で予算を計上させていただいているところでございます。

○佐藤委員長 ほかにございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは、本議案について討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議はないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議はないものと認め、討論を終了し、採決いたします。

議案第94号 平成30年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）は原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ご異議はないものと認めます。

よって、議案第94号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

次第にはございませんが、そのほかで委員の皆さんから何かございますか。

山本委員。

○山本委員 （わかば保育園の今後と病児保育等の状況等について）

○佐藤委員長 山形委員。

○山形委員 （放課後児童クラブの整備について）

- 佐藤委員長 山本委員。  
○山本委員 (放課後児童クラブについて)  
○佐藤委員長 金子委員。  
○金子委員 (放課後児童クラブの支援員について)  
○佐藤委員長 ほかにございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

- 佐藤委員長 保育課の皆さんからは何かござい  
ませんか。

江連課長。

- 江連保育課長 (放課後児童クラブ整備の進捗状  
況等について)

- 佐藤委員長 それでは、保育課の審査を終了いた  
します。

これで子ども未来部の今定例会における審査は  
終了となりますが、子ども未来部全体としてその  
他で何かございますか。

〔「特にありません」と言う人あり〕

- 佐藤委員長 それでは、以上で子ども未来部の審  
査を終了いたします。

お疲れさまでした。

ここで執行部退席のため暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時30分

再開 午後 2時32分

- 佐藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

### ◎その他

- 佐藤委員長 続いて、4のその他に入ります。  
委員の皆さんから何かございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

- 佐藤委員長 事務局から連絡がありますので、事

務局お願いします。

- 磯書記 (事務連絡。)

- 佐藤委員長 それでは次第4、その他を終了いた  
します。

---

### ◎閉会の宣告

- 佐藤委員長 これで、今定例会における委員会の  
議事日程は全て終了いたしました。

本委員会の審査報告書は本職が作成し、議長に  
提出いたしますので、ご一任くださいますようお  
願いたします。

これをもちまして福祉教育常任委員会を閉会と  
いたします。

大変お疲れさまでした。

閉会 午後 2時34分